

第 14 章

G-14.0000

任職、認可、委任

G-14.0100

1. 教会職務に就くための任職

G-14.0101

任職

教会の職務(G-6.0000)に就くために教会により選挙された者は、教会によってこれらの職務に任職されなければならない。任職はその行為によって教会が人々を長老(presbyters)(御言葉と聖礼典に仕える教職者または長老)または、執事に立てることであり、祈りと按手を伴う。御言葉と聖礼典に仕える教職者の任職は中会が行う行為である。長老と執事の職務に就く任職は、新しく教会を建設する場合を除いて、小会の行為である。(G-7.0202)

G-14.0102

委任

教会や世界の特別な奉仕につくために召されたそのほかの人は、献身式を通して、教会の相応しい統治機関によって委任されることが出来る。

G-14.0103

僕の型

教会の指導者の目的と模範は教会のあらゆるミニストリーの形において、イエス・キリストの僕としてのミニストリーの方式にならない、権力の意味でなく、奉仕の意味で理解されなければならない。

G-14.0200

2. 長老と執事の選挙と任職

G-14.0201

選挙、規定

どの会衆もみな、長老の職務と執事の職務、あるいは両方の職務に就くために、活動会員のなかから、男性と女性を選挙しなければならない。選ばれる者は会衆の会員のなかのあらゆる年齢層や、あらゆる人種民族の会員、障害を持っている人たちを公平に代表している者であるべきで、以下の規定に従いつつ、その会衆で最も良く認められ慣れている方法で、行うべきである。

期間

a. 長老も執事会の執事も 3 年以上の任期で選挙されてはならず、また、完全もしくは部分期間にしる、連続して通算 6 年以上奉仕しては

ならない。長老も執事も総計 6 年間奉仕した者は少なくとも 1 年間は同じ機関に再選挙されてはならない。個別的教会は完全期間を一度終了した後で選ばれる資格のない期間を定めることが出来る。小会のなかでは常に長老の組は二つ以下であってはならず、三つ以上の組があってはならない。また会衆が執事を選挙するのであれば、執事会のなかでは執事の組は二つ以下であってはならず、三つ以上の組があってはならない。組の構成は出来るだけ同数でなければならず、そのうち一つの組は年ごとに終了しなければならない。長老および／または執事の組が二つある場合は、通常、組の任期は 2 年で、長老および／または執事の組が三つある場合は、通常、組の任期は 3 年である。ただし、組の人数を等しくするためとか、欠員を満たすために短い任期の長老か執事を選挙する必要な時を除く。あるいはまた、会衆が会衆会議において投票により、25 歳以下の一人あるいはそれ以上の人を長老か執事に選び、一年あるいは 2 年、あるいは 3 年の任期で小会か執事会で奉仕をするために選挙することを選ぶ事ができる。選挙、任職、奉仕のすべてのその他の要素はこれらの長老や執事に適用される。長老や執事の任期は後継者が任職し就任した時に満了する。

指名

b. 指名は教会の活動会員からなる代表者指名委員会によってなされる。この委員会は女性と男性を含み、この会衆の会員であるあらゆる年齢層、あらゆる人種民族会員、障害を持っている人たちを公平に代表しなければならない。この委員会のうち少なくとも 2 人は小会が指名した長老で、そのうちの一人は現在小会で奉仕をしており、この委員会の議長を務める。もしこの教会に執事会があるならば、少なくとも一人は執事会で指名された執事会のメンバーを加える。そのほかの委員会メンバーは、(牧師を除く)過半数を構成する十分な人数の会員を、会衆によるか、会衆が指名した教会内の団体によって選ぶ。小会で活動している人や執事会で活動している人は選ばない。牧師はこの委員会のメンバーであるが投票権を持たない職務上の役を持つ。指名委員会は毎年選ばれ、そのメンバーは 3 年以上続けて奉仕する事は出来ない。

小さな教会の
場合

c. 70 名以下の会員の会衆では、定期の会衆会議の時、小さな教会の指名委員会の選挙方法を選ぶことが出来る。この委員会は 1 名の小

会メンバーで、小会で議長に指名された者と、小会で活動していない少なくとも 2 名の会衆会員で構成される。公正な代表に関すること、委員会で奉仕する期間、牧師のメンバー資格に就いては G-14.0201b の規定を適用する。

原則 d. すべての指名手続きは G-4.0403 と G-9.0104 で明言されているように参与と代表の原則に従うべきである。

席上指名 e. 教会の活動会員によって指名する十分な機会は常に会衆に与えられるべきである。

G-14.0202 一定の会衆には以下のような免除がある。
一定の会衆のため
の免除

棄権 a. もし教会で指名と選挙の手順が「会衆の会員のなかのあらゆる年齢層や、あらゆる人種民族の会員、障害を持っている人たちの公平な代表をする男性と女性を活動会員のなかから選挙する」という (G-14.0201) 前記の必要条件と一致しないような長老と執事を選出する結果になるとするならば、その教会はその必要条件を自ら棄権しなければならない。中会はこの要求に従おうとした努力に満足しなければならない。この免除を認めるためには中会の四分之三の投票が必要である。このような免除は一回に三年間以上は認められず、四分之三の投票で更新されるという条件で、いつでも過半数の投票で取り消される。

棄権 b. どんな教会でも、会員数の限界があるために、任期の輪番が不可能ならば、会衆は G-14.0201a の必要条件の棄権を求めることが出来る。中会は過半数の投票で、この免除を承認することが出来る。このような免除は一回に三年以上は認められない。またこの免除はどんなときでも、過半数の投票で、更新されるか、廃止される。

G-14.0203 G-14.0201a によって、長老や執事が選挙され奉仕する期間に置かれた制限は小会と執事会における活動奉仕にも適用される。そのほかの職務は終身である すべての観点から、長老または執事の職務は終身であり、どんな人もそ

れを快樂に残して置くことは出来ないし、『訓練規定』による以外は、その職務を奪われることはあり得ない。いったん任職された長老もしくは執事は、個別的教会の小会または執事会に奉仕するために再選挙されない事情によっても、教会の会員であることを終えるにいたっても、その職務を奪われることはない。個別的教会の会員であり、その小会で指名された長老は中会でその教会を代表する資格がある。また、その長老は、小会において活動奉仕をしているかいないかに関係なく、正しく選挙されれば、大会もしくは総会のメンバーとして奉仕する事が出来る。

G-14.0204 a. 長老と執事の選挙は通常、小会がその目的で召集した年次会衆会衆会議で行う。(G-7.0302)

指名と投票の条件 b. 議長は会議の目的を説明してから、質問を出す。「あなたたちは長老と執事の選挙に取りかかる準備が来ていますか？」会衆の用意が出来ていると、選挙が始まる。どの場合でも、手続き上、出席している会員の席上からの指名が許される。指名された人数が選ばれる長老と執事の数と等しい時は、会衆は発声か挙手で投票することが出来る。指名された人数が選ばれる長老と執事の数より多い時は、会衆は無記名投票をする。選挙のためのすべての出席投票者数と投票数は過半数を必要とする。

G-14.0205 人々が長老か執事の職務に選ばれた時、小会はその職務を引き受け職務に就く準備 する意志があるかどうかを彼等と協議しなければならない。小会の議事録には、勉学と準備の期間が完了したことを記録にとどめ、その後で、小会は彼等の個人的な信仰、教会の憲法に含まれている教理、政治、訓練の知識、そして職務の義務について試験をしなければならない。試験が承認されると、小会は任職式と就任式の日取りを決めなければならない。一人かそれ以上の選挙された役員の試験が承認されなかったならば、小会はその決定を会衆の指名委員会に報告しなければならない。委員会は満たされなかった職務(複)に関する特別会衆会議に指名(複)したことを持って行かなければならない。

G-14.0206 任職と就任の式はキリストと、教会の伝道とミニストリーを通して、任職と就任式

キリストに仕える喜びと責任に焦点を当てるべきである。また、その場に適した説教を含むべきである。司式をする教職者は長老と執事の職務の性質について短く述べなければならない。

G-14.0207 教職者は任職あるいは就任する準備をしている人たちを会衆の前
役員に対する憲 法に立たせて、次の質問をする。
法の問い

- a. あなたはあなたの救い主、イエス・キリストに信頼し、イエス・キリストをすべてのものの主にいまし、教会の頭であることを確認しますか？また、イエス・キリストを通して、父と子と聖霊の一つの神を信じますか？
- b. あなたは旧・新約聖書は、聖霊により、共同の教会の中において唯一の権威あるイエス・キリストの証しであり、あなたにとって神の言であることを認めますか？
- c. あなたは私たちの教会の信仰告白に表明されている改革派信仰の本質的な教義は聖書が私たちを信仰と行いに導く信すべき確かな注解であることを誠実に受け入れ、採択しますか？そして貴方が神の民を導くように、貴方はそれらの信仰告白によって教えられ、導かれようとしていますか？
- d. あなたはイエス・キリストへの服従と、聖書の権威の下と、私たちの信仰告白に絶えず導かれて、職務を全うしますか？
- e. あなたは私たちの教会政治組織によって統治され、その紀律を守ろうとしますか？ あなたはあなたの同労者のなかにあつて、ミニストリーと、共同の働きと、神の御言葉と聖霊の指図に服従することにおいて友となろうとしますか？
- f. あなたは自らの生活において、主イエス・キリストに従い、隣人を愛し、世の和解のために働くことを願いますか？

g. あなたは教会の平和と、一致と、清潔を促進することを約束しますか？

h. あなたは人々に、精力的に、知性と想像力と愛を持って仕えようとしていますか？

i. (長老に) あなたは人々に注意を払い、彼等の礼拝と育成と奉仕の備えをする忠実な長老になろうとしますか？あなたは教会の統治機関に仕えるに当たり、政治と紀律を共有するつもりですか？そしてあなたのミニストリーにおいてイエス・キリストの愛と正義を示そうとするつもりですか？

j. (執事に) あなたは思いやりを教え、気遣いを促し、人々に友のいない人や困っている人たちを助けるように指導をする忠実な執事になろうとしますか？そしてあなたのミニストリーにおいてイエス・キリストの愛と正義を示そうとするつもりですか？

G-14.0208 選挙された長老と選挙された執事が肯定的に答えてから、一人の
会衆に対する憲 長老が彼等とともに会衆の前に立ち、会衆に対して次の問いに答えるよ
法の問い うに促す。

a. 教会の会員である私たちは(名前)
を、この会衆の声を通して神によって選ばれ、私たちがイエス・キリストの道に沿って導く長老または執事として受け入れますか？

b. 私たちは、彼等を励まし、彼等の決定を尊重し、唯一の教会の頭であるイエス・キリストに仕えるために、彼等が私たちを導くように従っていくことに同意しますか？

G-14.0209 a. これらの問いに、教会員が肯定的に答えてから、任職される
祈りと按手 ものは小会の祈りと按手を受けるために、可能ならば跪く。先に任職されたものは通常、もし可能ならば就任の祈りのために、会衆とともに立

っている。小会は他の長老や御言葉と聖礼典に仕える教職者を按手に加わるために招待することが出来る。

陳述

b. 議長はこのように任職された人と就任された人に述べる。

あなたたちは今、イエス・キリストの教会と会衆のための長老であり執事である。あなた方は、言葉と行いで何をしようとも、主イエスの名によって何事も行いなさい。イエスを通し父なる神に感謝します。アーメン。

小会の歓迎

c. それから、小会のメンバーとそのほかの相当する人々は新しく任職し就任した人たち、または新しく就任して、ミニストリーの仲間に加わった長老と執事を歓迎する。

会衆の挨拶

d. 式の後で、会衆の会員は新しい長老と執事を愛情と援助を示して挨拶をすることは適切である。

G-14.0210

関係の解消

長老または執事は、しかるべき理由で、小会の合意を得て、小会あるいは執事会から辞任することが出来る。個別的教会の活動会員であることをやめる場合は、長老もしくは執事はその小会あるいは執事会のメンバーであることもやめる。長老もしくは執事が住居の変更、もしくは活動不能によって、1年間職務の義務が果たせなくなった時は、特別の理由がない限り、小会は活動関係を解かなければならない。その理由は記録にとどめるべきである。

G-14.0211

任職された職務からの解放

a. もし長老か執事で、彼等に対する D-10.0100 と D-10.200 に従う尋問が開始されておらず、彼等に対する嫌疑が提出されておらず、その他のことについては評判の良い者が、会員としての資格が与えられている教会の小会に任職された職務に携わることから解放されることを申し出たならば、小会はその解放を認め、教会の登録名簿からその氏名を削除しなければならない。この決定には長老もしくは執事の役割についての失敗を判断していることを意味していない。

b. 長老か執事に任職された職務に携わることからの解放はその職務のあらゆる機能の停止を必要とする。長老もしくは執事に指名されることは出来ない。長老か執事からこのようにして解放された身分はどの教会員とも同じでなければならない。

c. この節の下で解放された者が後ほど、任職された職務に復帰したいことを望むならば、この人は解放を認めた小会に申し出なければならない。そして小会の承認により、この人は再任職なしに、任職された職務に携わる事に復帰することが出来る。

G-14.0300 3. 御言葉と聖礼典に仕える教職者の職務に就くための準備

G-14.0301 御言葉と聖礼典に仕える教職者に任職されようとする者はミニスト
中会の責任 リー準備委員会の指導の下で彼等の課題に対する十分な準備を受けることは重要である。(G-9.0902) この目的のために、中会は御言葉と聖礼典に仕える教職者になるために準備をする者と契約関係に入らなければならない。この関係は探求と候補(inquiry and candidacy)の二つの段階に分けられる。

G-14.0302 探求段階の目的は教会と自らが御言葉と聖礼典のミニストリーに召
探求の定義 されていると信じている人たちに、その召命と同時に探求者が御言葉と聖礼典に仕える事に適しているかどうかを決定するには両者の知識と経験に基づいているということを慎重に考慮する機会を提供することにある。

G-14.0303 探求段階の過程と必要条件は下記の通りである。

探求の段階

a. 探求者になろうと願っている人は個別的教会の小会に自分が御言葉と聖礼典に仕える教職者になりたいと思っていることを見極めたいと願っていることを表明すべきである。

b. その人は少なくとも 6 ヶ月間は続けてその個別的教会の活動会員でなければならない。

- c. 小会はその中会で用いている手続きのオリエンテーションのためにミニストリー準備委員会と連絡を取るべきである。
- d. 小会はこの人と相談して、この個人が探求者として登録されることを願うならば、小会はこの願いに関して常任書記を通して中会に推薦をしなければならない。
- e. 小会の推薦を受理して、ミニストリー準備委員会は中会にこの人を探求者として登録するべきかどうかを勧める。ミニストリー準備委員会は推薦をする前にこの人と面接をしなければならない。中会が登録を決定する日が契約関係の始まりである。その期間は少なくとも2年間で、そのうちの少なくとも1年はG-14.0401が求めている候補者の期間である。(例外についてはG-14.0313cを見よ)。中会はそのミニストリー準備委員会に、次期の定期中会会議に決定を報告するという規定を添えて、探求者を登録する権限を与えることが出来る。(G-9.0403)
- f. 探求段階は、探求者が候補者になるための申請をするかどうかを決めるために、探求者、小会、ミニストリー準備委員会にとって十分長く取るべきである。この期間、ミニストリー準備委員会は探求者から提供される情報、個人的な参考、カウンセリング・サービスからの報告、探求者が学生であるなら、小会や探求者の所属する学校からその学習についての資料を利用しなければならない。
- g. 探求段階の終わりまでに、それぞれの探求者はミニストリーに対する十分な将来性を以下のことを表明して示さなければならない。

(1) 彼あるいは彼女の改革派伝統におけるキリスト者の神の召しの理解と彼あるいは彼女の抱く召命感とそれとの関係を陳述すること；

(2) 改革派伝統の理解を織り込んでいる個人的な信仰を陳述する

こと；

(3) 神と人間とそれらの相互関係を暗示させることに関する個人的な信仰表明から導かれる少なくとも一つの考え方を分析すること；

(4) 個別的教会の生活に参加することからどのようにして意識が成長するかを示し、プレスビテリアンであることの意味を述べること；

(5) 探求者の個人的な、また文化的背景を映し出している自己理解と、その自己理解が霊的、身体的、精神的健康を維持してゆくのに気がかりになることを含んでいることを述べる；

(6) 御言葉と聖礼典に仕える教職者がなす務めに関する彼もしくは彼女の理解と、御言葉と聖礼典のミニストリーのための彼もしくは彼女の特別な賜物に対する意識と、どの分野に成長が必要であると理解しているかを述べること。

G-14.0304
候補の定義

候補段階の目的は御言葉と聖礼典に仕える教職者として教会に奉仕しようとする人に十分な準備を備えることである。このことは支えるという関係のコンテキストのなかで学びによる接触を用いて候補者を指導し評価することによって完成される。

G-14.0305
候補段階の過程

候補段階の過程は以下のようなものである。

- a. 探求者は、彼もしくは彼女の教会の小会を通して、御言葉と聖礼典に仕える職務の候補者になるために常任書記を通して中会に申し出なければならない。
- b. 小会は探求者と協議をし、探求段階の証拠を再調査し、常任書記を通して中会に志願に関する推薦を作らなければならない。

c. ミニストリー準備委員会は探求者と協議をし、探求者が候補段階に進むための準備が出来ているかどうかを示す証拠を再調査する。

d. ミニストリー準備委員会は探求者が候補者として受け入れることが出来るかどうかに関する明確な推薦を中会宛に作らなければならない。中会は候補者申請に関する推薦にあわせてそれぞれの委員会を調整する。

e. 中会はその委員会の報告と推薦を受け取り、彼もしくは彼女のキリスト教信仰、手がけたキリスト教奉仕の形態、ミニストリーを求める動機について、探求者本人の試験をする。

f. 試験が承認されたなら、中会は探求者を候補者として次のようにして受け入れる。議長は探求者に次の質問をする。

(1) あなた自身が神によって御言葉と聖礼典のミニストリーに召し出されたことをあなたは信じますか？

(2) あなたは神の恵みに信頼し、キリスト者の品性と行動を維持し、このミニストリーの準備を十分にするために熱心で忠実であることを約束しますか？

(3) あなたはあなたのこのミニストリーの準備に関する事柄について中会が行う適切な監督を受け入れますか？

(4) あなたは今、アメリカ合衆国長老教会の御言葉と聖礼典のミニストリーの候補者として中会によって受け入れられることを願いますか？

g. これらの問いに対して肯定的な回答がなされると、短い訓示がなされ、候補者の名前は中会の候補者名簿に記入され、手続きは祈りで閉じられる。

h. 候補者と、彼女もしくは彼の小会の要請により、中会は、候補者の会衆が出席する歓迎式を中会のコミッションの指揮によって準備することが出来る。

i. 候補段階は候補者の召命が承認され、試験を受け、候補者が任職されるまでか、あるいは、G-14.0312に従って、候補者の氏名が候補者名簿から削除されるまで続く。

j. 候補段階が終わるまで、任職される候補者は以下のことによって、御言葉と聖礼典のミニストリーを始める準備をしていることを示さなければならない。

(1) 神学、聖書、政治形態と、礼拝と聖礼典の分野における能力を実際に示すこと；通常は G-14.0310 の必要条件を完成することによって証明される；さらに、指導を受けたミニストリーの実践によって証明される教職者としての技量の事実を示すこと；

(2) 中会の変遷してゆく計画や、研究や進展を続けてゆく計画に加わる用意が出来ていることを実際に示すこと（G-11.0103n と G-14.0506,最後の文）；

(3) 教会が所有する信仰告白文書と矛盾しない神学的見解を表明すること；

(4) 任職に対して求められている問いで多様な背景にある教会の知識から知らされているその意味をどのように理解しているかを表明すること（G-14.0405）；

(5) アメリカ合衆国長老教会の紀律の範囲内で、個人的な成熟、霊的深さ、教職者同労者を含む他の人の必要に応える事の出来る包容力を備えて、御言葉と聖礼典のミニストリーに携わる事を明らかにする；

(6) 文書にした説教と、その中で述べられている現代が必要とすることの記述、そして、説教を構成するために用いた聖書資料の釈義解釈の記述を添えて提出する。この説教は、招聘している中会か委員会の前で述べられなければならない。それは G-14.0402 に明らかにされているように、候補者の登場の一部として見なされる。

G-14.0306 中会と小会の義務は以下のとおりである。

中会と小会の義務

a. (1) ミニストリー準備委員会は探求と候補過程における委員会の役割について小会に知らせようとする努力をしなければならない。探求者か候補者を承認している小会には特別の指示を与えなければならない。この仕事はミニストリー準備委員会が最も上手に行わなければならないことである。

(2) 探求と候補の段階の期間中、その個人は彼もしくは彼女の個別的教会の活動会員であり続け、小会の気遣いと訓練に従っている。ミニストリーの準備に関係する事柄については、その個人はミニストリー準備委員会を通して中会の監督下にある。探求者と候補者に対して理解と思いやりを持って支え、勉学科目に関する指導、聖書と信仰告白に精通すること、学校施設や実地教育の選択、探求者と候補者の経済的必要を含んだ、教育に関する実際的な訓練と計画を指導し、探求者と候補者の霊的成長のための責任を果たすことは中会の義務でなければならない。中会はまた、探求者と候補者に信仰と教会の政治形態について指導と教育をする努力をしなければならない。(G-6.0108)

小会の支援

b. 探求と候補の段階の期間中、小会は継続的な配慮をする支援役割の機能を果たさなければならない。小会は一人の長老を探求者あるいは候補者とミニストリー準備委員会との連絡係に指名しなければならない。小会は探求者あるいは候補者に経済的援助を用意することを考えるべきである。

G-14.0307

探求者あるいは候補者がミニストリー準備委員会の承認と指導の下

契約関係における奉仕

で、教会の何らかの形の礼拝式に携わる事は探求者あるいは候補者にとっては励ましになる。神学教育施設の管轄下にある実地教育の課題には中会の承認は必要でないが、教育実習生としての探求者あるいは候補者が、教会生活に対する独特の牧会的責任を負う立場にある実地教育には教会に対する管轄権を持っているミニストリー準備委員会の助言と監督が必要である。探求者あるいは候補者は、教会の管轄権を持っている中会と、同時に探求者あるいは候補者の所属する中会の承認なしには、たとえ臨時代理人としても、教会に奉仕する事は出来ない。どんな事情の下でも、以前長老に任職されなかった探求者あるいは候補者は決して小会の議長を務めたり、聖礼典を執行したり、結婚式を行うことはしない。かつて長老に任職された者で探求者あるいは候補者になる人は、G-6.0304 と G-11.0103z に従って、主の晩餐を執行することが認められる。しかし、G-10.0103 と G-7.0306 に規定されている以外は、小会の議長の奉仕をしたり、結婚式を行ったりすることは出来ない。以前委任された信徒牧師で探求者あるいは候補者になる者は以前 G-14.0801c のもとで中会が認めた認可に従って、引き続き聖礼典を執行することが出来る。

G-14.0308
年次報告

中会は探求者あるいは候補者に個々の教育機関からの学業に関する報告を含めて、学業の進展と教会の奉仕について文書による年次報告を作成する事を要求しなければならない。

G-14.0309
協議と指導

a. ミニストリー準備委員会は年に一度探求者名簿と候補者名簿に登録されている一人一人と協議をしなければならない。この協議の目的は探求者と候補者を評価する事と育成することである。このような協議は委員会全体で開くか、あるいは、委員会が指定した委員会の中の委員か、あるいは中会内で探求者とか候補者が学科コースに励んでいたり、承認された奉仕に携わっている人に同じような責任を持っている人たちで行うのも良い。ただし、候補者の中会ミニストリー準備委員が指揮を執る最終的な評価をする場合は除く。中会は、小会と探求者か候補者と共に、年次協議の必要な費用を負担するべきである。この協議では、個々人の霊的成長と不足しているところ、彼もしくは彼女の教育計画のための経済的計画、また、彼もしくは彼女の教会との関係、ミニストリーに

任職されるための研究計画の進展に関心を払うことにあるからである。また個々の協議では、探求と候補の期間を続けるか終わりにするかを委員会全体で決定する事も含んでいる。この決定は中会に報告しなければならない。

文書による報告

b. その個人の能力や必要とされる成長領域を含んだ、委員会あるいはその代表と探求者もしくは候補者と共同で用意された各年次協議の報告は文書にしなければならない。中会にはこれらの報告の受領を通知しなければならない。そして報告それ自体は、個人と後援している小会、それに神学教育施設に提出されなければならない。

内容

c. これらの年次協議には、限定する必要はないが、探求者もしくは候補者のその段階における結果に関する評価とそれぞれの年における以下の事柄を扱うことである。

神学教育以前

(1) 神学教育に入る前の年における探求者もしくは候補者の神学教育のための準備と個人的な成長の準備に関する討議。

神学教育初年度

(2) 神学教育の最初の一年の期間を取り扱う年次協議については、彼女あるいは彼の経験の一般的な評価とこれが持っている将来の本格的なミニストリーのための意味を扱う。この協議(複)の基本的な焦点は形式的な試験ではなく、探求者と候補者への指導であり助言でなければならない。この協議(複)において、学生はミニストリー準備委員会に語学の規定のような G-14.0310b(2) や b(3) の正式な教育必修科目の免除を中会に申請するように申し出ることが出来る。中会がこのような免除に好意的な場合は G-14.0313a の手続きに従うべきである。

神学教育 2 年目

(3) 神学教育の 2 年目の期間を取り扱う年次協議については、前年(複)と同様に探求者や候補者の経験の評価を扱う。それに加えて、協議(複)には、予備的な信仰表明、すべての成績と実地教育の報告等の再調査、その他の必要な評価を含んだ個々人の任職のための準備の進展状況についての討議をしなければならない。中

会はまた、個々人の聖書の徹底的な知識を認めるべきである。この終わりで、中会は G-14.0310d(2)の聖書内容の試験に関する合格成績の証明書を受け取るべきである。ミニストリー準備委員会と探求者もしくは候補者は不足していることがあるならばそれを取り除く方法を協議しなければならない。

奉仕の交渉

d. どんな場合も探求者や候補者はこれらの年次協議を免除されることは出来ない。神学教育の全過程の 2 年の完成あるいはそれと同等の前、その年の年次協議の前、すべての任職のための試験が好結果を得る前、あるいは G-14.0313b の規定に従い、中会による準備が出来ていることを認可する前に、探求者とか候補者は、中会の議事録に記録されている理由があるため、中会に出席している者の四分の三の投票がある場合を除き、彼もしくは彼女が教会との牧会奉仕の交渉に入ることは出来ない。

G-14.0310

最終評価

a. 神学教育の最終年か候補者が G-14.0310 の必要条件を満たしている時、そして、そのため、候補者が招聘を受けることができる前に、候補者の中会ミニストリー準備委員会はミニストリーを始める準備が出来ている候補者の最終評価を行わなければならない。この協議は探求 (G-14.0303g) と候補 (G-14.0305j) の結果に照準をあて、G-14.0310b-e に明示してある認可のためのそれぞれの必要条件を含まなければならない。この評価の要約は中会に報告され、もし求められれば招聘をしようとしている中会に転送されなければならない。ミニストリー準備委員会の意見で、候補者が任職のための試験を受ける準備が出来ている場合は、候補者の招聘までに、委員会は中会がその候補者を認証するように中会に勧告すべきである。(G-14.0507 を見よ。) 委員会は中会に代わり候補者を認証する権限を中会から与えられることが出来るが、この決定は中会の次期定期会議で報告しなければならない。

試験を受ける用意が認可されるための必要条件

b. 候補者の所属する中会は、候補者に、招聘までに任職のための試験に備えて、認可のための下記必要条件を満たすように要求しなければならない。

(1) G-14.0305j で要求している御言葉と聖礼典のミニストリーを始める準備が出来ていることを示すこと。

(2) 地域の認可されたカレッジか大学の要件を満たした成績表と一緒にその卒業証明書を提出すること。

教育の必要条件

(3) 中会が受託出来る神学校協会(the Association of Theological Schools)の認可を受けた神学教育施設が発行する中会の要件に合った成績表を提出する事。また、ヘブライ語、ギリシャ語とヘブル語とギリシャ語のテキストを使った旧・新約聖書の積義を含む神学学位を完成する計画を提出すること。

試験の必要条件

(4) 諸中会候補者試験共同委員会(Presbyteries' Cooperative Committee on Examinations for Candidates)によって網羅される五分野にわたる試験用紙と良い成績を提出すること。

聖書内容の試験

c. 探求者か候補者は神学校の初年度で、聖書内容試験を受けることを勧める。探求者か候補者による外の四つの試験は2年間の完成神学教育が終わった後で受けることが出来る。これら四つの試験は探求者か候補者の中会所属のミニストリー準備委員会の承認を得てのみ、受けることが出来る。

試験の範囲

d. これらの試験範囲は

(1) *持ち込み聖書積義* この試験は、テキストの原語の知識と歴史的な位置づけを理解する能力を働かして、候補者が与えられた御言葉の聖句の意味を発見し表現する能力を評価するためのものである。

候補者は次のことの全部か幾つかを入手する必要がある。

ヘブライ語とギリシャ語のテキスト、翻訳、註解書や聖書言語を推定するようなその他の積義道具。これらを用いて、彼また

は彼女が聖句の意味と、彼あるいは彼女がどのようにしてそのような解釈に到達したかを、またこの聖句が教会の現代的生活にどのように用いられると思うかを述べるように求められる。

(2) *聖書内容* この試験は候補者の聖書に関する形式と内容の知識を評価するためのものである。

(3) *神学的能力* この試験は候補者が福音と現代社会における教会の信仰との係わりのなかで、古典的な神学訓練とこの教会の信仰告白文を効果的に用いる能力を評価するためである。

(4) *礼拝と聖礼典* この試験は候補者の礼拝と聖礼典との協調した意味と目的の理解と、礼拝指針、および、『信条書』(*the Book of Confessions*)に精通していること、またそれらを礼拝する共同体で応用していることを評価するためである。

(5) *教会の政治形態* この試験は候補者が理解しているアメリカ合衆国長老教会の憲法構造の実際的な知識と、彼等が相違を適切に解決し、教会の伝道を充実するための計画を決定する方法を評価するためである。

成績の付け方

e. 五つの特定分野で要求されている試験は G-11.0103m で規定されているように諸中会候補者試験共同委員会の監督の下で中会の代表者によって成績がつけられる。

G-14.0311

契約関係の移動

中会は探求者または候補者の契約関係を、受け入れる側の中会と探求者または候補者の承諾がある時のみ、他中会に移すことが出来る。探求者または候補者の個別的教会の会員席は、その人のミニストリーの準備責任を負っている中会の承認なしには、他中会の管轄権下にある個別教会の会員に移動することは出来ない。中会がこのような移動を承認する時はいつでも、中会は他中会へ契約関係承認の証明書、個人に関するその記録、そして移動を願う理由を送らなければならない。探求者または候補者がこの手続きに失敗した時は探求者または候補者として存続する

権利を喪失することになる。どの中会も G-14.0303 の規定の下で始めない限り、このような人の身分を回復することは出来ない。

G-14.0312 探求者または候補者は、小会とミニストリー準備委員会と協議し
契約関係の取り した後で、契約関係を取り消すことが出来る。ミニストリー準備委員会を
消し 通して送られてきたこのような要請を受けて、常任書記はその個人の氏
名を探求者と候補者の名簿から削除し、この削除を中会に報告しなければ
ならない。中会もまた、相当な理由で、個人の氏名を探求者と候補者
の名簿から削除し、この決定と理由を小会、個人、そして適切であれば、
個人が登録している教育施設へ報告する。どちらの場合も、最終決定を
する前に、ミニストリー準備委員会は探求者または候補者と他の関心
のある関係者に委員会と話す機会を作るような合理的な努力をするべき
である。中会は探求者と候補者の名簿から取り消したり削除された人た
ちを続けて指導したり支援するように計らう事が望ましい。

G-14.0313 下記の異常な事情の下における以外は、G-14.0310 のすべての必要
異常な事情 条件は満たされなければならない。

教育上の必要条 a. 探求者または候補者が所属する中会が G-14.0310b(2)また
件 は b(3)の教育上の必要条件の幾つかは探求者か候補者は満たすこ
とは出来ない確かな十分な理由があると判断するならば、出席し
た中会のメンバーの四分の三の投票だけで、例外としなければな
らない。このような例外とする理由の一部始終は中会の議事録に
含めるべきで、探求者または候補者を移動した中会に知らせなけ
ればならない。(G-14.0311 と G-14.0314) このような例外で特
記された学業過程を首尾良く完成することは G-14.03010b(2)また
は b(3)の必要条件を満たしたことになる。

試験の必要条件 b. 中会で選ばれた人(単または複)によって提出された証明により
探求者または候補者が持っている身体的障害が試験を受ける事に
影響を及ぼすような障害でない限り、G-14.0310b(4)の試験の必要
条件は探求者または候補者が良好な成績を得る二度の試みに失敗
するまでは自ら放棄することは出来ない。中会がそのような人が、

招聘を待つ、任職される準備が出来ていると保証できると信じるならば、出席している中会のメンバーの四分の三の投票のみで例外にすることが認められる。そして、中会が自らその困難な領域の能力を確信させられるような代わりの方法を決定しなければならない。その個人が別の様式で首尾良く完成する時、中会はいつもの方法で、準備が出来ていることを保証することが出来る。中会議事録にはこの例外にしたことと能力を定めるための代替え様式の完全な記録を残さなければならない。中会は大会に対して、一つかそれ以上の任職のための試験を二度不合格であった候補者を扱った過程と、あるいはまた、証明された障害を持ったものが試験を受けたことの過程を提出しなければならない。

時間の必要条件

c. G-14.0303 に示される時間に関する必要条件是、探求者あるいは候補者にとって時間に関する必要条件を満たすことの出来ない相当で十分な理由があると中会が判断しない限り、放棄することは出来ない。中会は中会に出席しているメンバーの四分の三の投票によってのみ例外とすることが出来る。例外にすることの詳細な理由は中会議事録に残し、探求者あるいは候補者が移動する中会へ知らせなければならない。(G-14.0311) 特別の事情がない時は時間の必要条件是1年以下でなければならない。(G-14.0303 を見よ)

決定の確認

d. 前述の例外は覚えておくべき事で、これらの必要条件の免除を認めた他の中会から探求者あるいは候補者を受け入れたならば、退出を許す中会の決定を確認して候補者を受け入れるべきである。

G-14.0314
任職の場所

a. ミニストリー候補者を招聘する中会は、候補者が試験を首尾良く完了し G-14.0402 の必要条件を満たすことを期待して、試験をする。そして、通常、候補者のミニストリー準備の責任を持つ中会が候補者の任職を執行しなければならない。

他の改革派組織
体

b. 候補者が他のある改革派組織体の管轄権下で働くために招聘される時は、彼もしくは彼女は認可された候補者として解任される。同様に、他の改革派組織体からの同じ目的をもっている候補者は認可の移行

として受け入れる。

G-14.0400 4. 御言葉と聖礼典のミニストリーのための任職

G-14.0401 候補者の任職 御言葉と聖礼典に仕える教職者の職務に就くための任職は中会が実行する教会全体の行為である。これは御言葉と聖礼典のミニストリーにある人を区別するためである。このような人は一つの中会かあるいは複数の中会との間で少なくとも 2 年間の契約関係に入っていたものでなければならない。この関係には少なくとも 1 年間の候補者期間(例外については G-14.0313c を見よ)があり、G-14.0310 の必要条件を満たしていることと同時に神学学位を完了していること、そして教会奉仕か候補者と中会が受け入れることの出来る教会やその他の伝道事業への招聘を受けている必要がある。

G-14.0402 任職のための試験 a. G-14.0314 に規定されていること以外は、候補者は中会に出頭し、その前で、彼あるいは彼女の個人的な信仰と、御言葉と聖礼典のミニストリーに献身することについて短く述べなければならない。神学校協会(the Association of Theological Schools)に認定されており、中会が受け入れることの出来る神学教育施設からの卒業証明書を受け取り、候補者が彼もしくは彼女の作成した説教を中会かその委員会の前で語ることを聞き (G-14.0305j(6))、そして、責任のある委員会からの推薦を受けた (G-11.0402) 中会は、更に、彼もしくは彼女の信仰、神学、聖書、聖礼典、この教会の政治についての考え方など、必要と思われることの試験を行わなければならない。

続行するための投票 b. 中会が候補者の資質を十分に確信するなら、中会は彼または彼女の任職を投票によって進め、任職式の時と場所を指定しなければならない。

G-14.0403 異常な事情 中会は G-14.0313 に定めているような異常な事情の外は任職の必要条件から省いてはならない。

G-14.0404 任職の場所 a. 御言葉と聖礼典のミニストリーに携わる候補者の任職は、通常、

候補者が会員である会衆の出席するところで、その会衆がいつも礼拝を行う場所で行うべきである。

就任の場所

b. 就任式 (G-14.0510) は候補者が教職者に招聘されている区域の
中会によって行われるべきである。

G-14.0405

任職式

a. 中会もしくはこの目的のために指名されたコミッションはこの
式を開始し、会衆を礼拝のために召集しなければならない。この式はキ
リストと教会の伝道とミニストリーの喜びと責任に焦点を合わすべきで
ある。そして、この場に相応しい説教を含むべきである。司式に指名さ
れたメンバーは任職に先立ち、中会の進めてきたことを短く説明し、そ
の性格と重要性を指摘するべきである。

憲法上の問い

b. 司式をするメンバーは候補者に次の問いに答えるように尋ねる。

(1) あなたはあなたの救い主、イエス・キリストに信頼し、イ
エス・キリストはすべてのものの主でいまし、教会の頭である
ことを認め、この方を通して、父、子、聖霊の神は一つである
ことを信じますか？

(2) あなたは旧・新約聖書は、聖霊により、公同の教会におい
て、イエス・キリストの、唯一の権威ある証しであり、あなた
にとって神の御言葉であることを受け入れますか？

(3) あなたは私たちの教会の信仰告白で言い表している改革派
信仰の教義を、聖書が私たちを信仰と行いに導く真正で確実な
説明であることを誠実に受け止め、それらを取り入れますか？
また、あなたが神の民を導くように、あなたはそれらの信仰告
白により教えられ、導かれることを願いますか？

(4) あなたは、聖書の権威の下で、私たちの信仰告白に導かれ
て、イエス・キリストに服従する御言葉と聖礼典に仕える僕に
なることを願いますか？

(5) あなたは私たちの教会の政治形態に統治され、その訓練にとどまるつもりですか？あなたはミニストリーの仲間のなかで友となり、ともに働き、神の御言葉と聖霊の指図に従いますか？

(6) あなたは自分自身の生活のなかで、イエス・キリストに従い、隣人を愛し、世の和解の務めに携わろうとしますか？

(7) あなたは教会の平和と一致と清潔を更に増進することを約束しますか？

(8) あなたは人々に精力的に、知性と、想像力を持って仕えようとしていますか？

(9) あなたは御言葉と聖礼典により、よい知らせを宣教し、信仰を教え、人々を配慮する忠実な僕になろうとしますか？あなたは政治と訓練に敏感になり、教会の統治機関に奉仕し、あなたのミニストリーにおいてイエス・キリストの愛と正義を示そうとしますか？

就任

c. [この項は第 206 回総会の決定で削除された (1994) 。]

祈りと按手

d. 問いに対して肯定的に答えた候補者は、出来ることならば、跪き、中会は祈りと按手で候補者を御言葉と聖礼典の職務に任職させる。司式をするメンバーは次のように言う、

(氏名) _____、あなたは今、イエス・キリストの教会における御言葉と聖礼典に仕える僕に任職されました。あなたが、言葉と行為において、何をなすにも、主・イエスの名によって行いなさい。イエスを通して父なる神に感謝します。アーメン

歓迎

e. そこで、中会のメンバーと、そのほかの関係者は御言葉と聖礼典のミニストリーに新しく加わった教職者を歓迎する。任職式は新教職者の短い陳述と祝福の宣言で終わる。

任職の記録

中会は新しい教職者を受け入れたことと任職の誓いで約束した義務に同意したこととともに、任職のことを公的な記録の一部として書きとどめなければならない。新しく任職された教職者を中会のメンバーとして登録する事と、候補者が会員であった個別的教会の小会に知らせることは常任書記の義務である。そして小会は候補者は今は任職されていて、中会の名簿に移された事実を記録することはよい。

G-14.0500

5. 御言葉と聖礼典に仕える教職者の招聘と就任

G-14.0501

牧師、共同牧師、
準牧師

a. それぞれの教会は御言葉と聖礼典に仕える教職者の牧師としての職務を持っている。個別的教会と御言葉と聖礼典に仕える教職者との間にある牧師職関係には終身、指名（正式に職に就いていないが、役目を持つ）、あるいは臨時関係がある。終身牧師関係にはそれぞれ牧師、共同牧師、準牧師の関係がある。指名牧師関係のみは、牧師、共同牧師、準牧師である。臨時関係には常任代用者(stated supply)、創立牧師(organizing pastor)、仮牧師、仮共同牧師、仮準牧師と臨時代用者である。

牧師あるいは準
牧師

b. 牧師あるいは準牧師は会衆の投票によって選挙され、会衆との関係は中会によって確立されなければならない。牧師あるいは準牧師までも広げられた招聘は中会によって承認され、それは牧師あるいは準牧師の要請や、会衆の決定による教会からの要請があっても、中会の同意なしに変えることは出来ない。

共同牧師

c. 共同牧師は牧師のミニストリーと等しい責任を持って招聘され就任した教職者である。それぞれの人は牧師と見なされ、彼等は小会の同意と中会の承認を受けて、会衆のなかで、義務を共有することが出来る。個別的教会に2人の牧師が共同牧師として奉仕をしており、一人がその関係を解消するならば、他の一人は牧師として教会に残る。

直ちに牧師を継
ぐことは出来な
い

d. 準牧師と教会との公的な関係は牧師のそれに依存しない。しかし、牧師とともに奉仕をしていた教会で準牧師は直ちに牧師を継ぐこと

はできない。また、準牧師がその教会の共同牧師としての奉仕に牧師として招聘されることはない。ただし、現在共同牧師のモデルを持ち続けており、少なくとも3年間有効であり、会衆もこのモデルを持続することを望む場合は別である。このような教会では、その準牧師は中会での四分の三の肯定的な投票で、その教会で共同牧師として奉仕する牧師に招聘されることが出来る。準牧師の招聘は個別的な機能を果たすように指定されている。準牧師は小会と相談した牧師の指示で彼もしくは彼女の仕事をを行うのである。

指名牧師

e. 指名牧師、指名準牧師、あるいは指名共同牧師（複）はミニストリー委員会で承認された御言葉と聖礼典に仕える教職者であり、会衆の投票により選挙されその期間は2年以下ではなく4年を超えない。その関係は中会によって確立される。このような牧師、準牧師、あるいは共同牧師は中会のミニストリー委員会によって指名されたなかからのみ、会衆の牧師指名委員会が指名しなければならない。会衆と教職者は双方で自発的に指定された関係の期間を考えなければならない。このような招聘は事前に中会のミニストリー委員会の同意を得てのみ決めることが出来る。この招聘の期間は中会の承認を得なければならない。この教職者は中会によって就任される。その教職者が牧師である時は彼もしくは彼女は小会の議長を務める。牧師の招聘と就任の節が適用される。

(G-14.0502-0507) (G-14.0501a を見よ) もしミニストリー委員会の指揮で公開調査の手続きが進んでおり、指名牧師関係が2年経過しており、ミニストリー委員会、指名牧師、と小会とが一致して、今の指名牧師を牧師として招聘するという一つの目的を牧師指名委員会に代わって決めるには、その指名牧師を牧師に招聘するための会衆会議を開くことが出来る。ミニストリー委員会の同意を得て、小会は会衆会議を招集して、牧師の十分な調査を指揮するか、あるいはその指名牧師を牧師になるための招聘を実行するかを指揮する牧師指名委員会を選挙する。会衆の決定は中会に報告しなければならない。会衆の決定が肯定的であるならば、中会は新しい牧師関係を承認する投票をした後で、この指名牧師を牧師に就任することになる。

G-14.0502 牧師の選挙

a. 教会に牧師がない時、あるいは牧師関係の解約期日が過ぎた

後で、ミニストリー委員会の指導と許可で、G-11.0502d、会衆は以下の方法で牧師の選挙を進めなければならない。小会は指名委員会を選挙するために会衆会議を招集しなければならない。指名委員会は教会全体を代表するものでなければならない。委員会の義務は会衆が牧師を選ぶために教職者を指名することである。会議の時間と場所、目的を示す公告は少なくともその10日前に出すべきで、2回の連続した日曜日を含まなければならない。

委員会の仕事

b. 指名委員会はG-11.0502dに規定してあるように、ミニストリー委員会と相談して、いつ牧師もしくは継続している共同牧師と一緒に、準牧師か共同牧師を捜すかを相談する。候補者を考えるに当たり、人種、民族の出身、性、婚姻状態、年齢、障害をもっているかどうかのことに拘らないように注意を払わなければならない。教会が他の教派の教職者にまで広げて招聘を考える時は、その教職者はG-11.0400の手続きに従わなければならない。

委員会の報告

c. 委員会が報告する準備が出来た時は、委員会は会衆会議を招集する小会に、上記a.の параグラフが必要とする公告を添えて、指名委員会の報告を決定する目的であることを知らせる。準牧師を選挙する時もこれと同じ手続きに従う。会衆の決定が賛成であるならばそれを中会に提出して同意を求める。中会が同意するならば、中会はその教職者の就任のための調整をしなければならない。終身牧師関係の招聘はそれが中会で承認されるまでは公表してはならない。(G-11.0502d)

G-14.0503

会衆会議

a. 牧師(準牧師)の選挙のための会衆会議が開催される時は、中会によって任命された小会議長か、あるいは中会内の他の教職者が司会をしなければならない。

投票用紙による

投票

b. 神の導きを求める祈りに続き、議長は指名委員会の報告を求めなければならない。報告に続き、議長は「あなたたちは牧師(準牧師)を選挙する準備が来ていますか?」と問わなければならない。彼等はその用意が出来ていれば、指名委員会が指名した氏名を議長は公表しなければならない。投票は会衆が、神の御心の下で、指名された人をその牧

師（準牧師）に召すかどうかを問うために行うが、それには投票用紙を用いる。どの場合も出席者の過半数の投票者と過半数の投票が選挙のために必要である。

G-14.504

大きい教区

中会によって立てられた二つかそれ以上の教会がより大きな教区として一人の牧師を招聘するために一つとなる時はその招聘にはそれぞれの教会が支える約束を明記しなければならない。中会の承認を得て、正式には会衆達の会議(meetings of the congregations)と呼ばれるところでそれらの教会の承認を得たならば、このような招聘はより大きい教区評議員会から発せられる。それらの教会の承認内容は教区内教会間の財政上の合意の説明を付して、総計謝儀は教区の資金から支出することと、教区評議員会による牧師の年度謝儀の見直しには個々の会衆の投票を必要とするという規定をつけるということである。このような招聘が教区評議員会から発せられ、中会によって承認されたならば、参加するおのおのの教会は、その牧師職務の期間は教区の財政を支え続ける義務を負わなければならない。ただし、参加した他の教会のうち、中会からその免除の承認を受けた教会は除く。この招聘は教職者を教区構成教会牧師（準牧師）(pastor of the churches constituting parish)と呼ぶことを明記しなければならない。

G-14.0505

異議

牧師(準牧師)の選挙の際に、実質的に少数の投票者が過半数の投票を得た被指名者を嫌っており、その招聘に賛成するように説得することが出来ないことが明らかになった場合、議長は大多数の人たちに、無理に招聘をしないように勧めるべきである。会衆がほとんど全員の合意であり、大多数の人たちが牧師(準牧師)を招聘する権利があると主張するならば、議長は招聘に同意しない人の数とそのほかの重要な事実を証明して、中会にこの招聘を転送するべきである。議長はまた招聘された人に決定の性質と状況を知らせるべきである。

G-14.0506

招聘

a. 人々は会衆の投票によって選挙され、招聘に署名し、中会の前にそれを提出し、手続きを実行しなければならない。会議の議長は招聘に署名をした者は正しく選挙され、招聘はあらゆる点に関して必要なことは合法的に準備されていたことを中会に証明しなければならない。

b. (1) 書かれた招聘には教職者の氏名、会衆と所在地、就業時間(常勤あるいは時間数)、休暇期間、そして謝儀と仕事の代価として払う住居費を明示しなければならない。招聘には仕事が始まる日付を明記しなければならない。

(2) 招聘は教職者の報酬に対する必要とされる割合に当たる合計額を福祉事業の責任を持っている部局への支払いを規定している。これはアメリカ合衆国長老教会総会によって定められている事であって、アメリカ合衆国長老教会福祉計画に参加する教職者のためのものであり、年金と医療保険、あるいはこれからの後継者の計画を含んでおり、招聘に明記してある教職者の牧師関係が継続している期間中続く。

(3) 移転や継続する教育費を含む、専門的な仕事にかかった費用の返済金の支給は政府の課税規定と一致した方法で教職者の報酬とは別に掲げるべきである。予期しない仕事のための基金は会衆の財産に保存しておくべきである。

手当と総額

c. 招聘には招聘の一部として約束した諸手当と総額のすべてを明記するべきである。もし教職者が牧会奉仕をしている期間に軍務に従事する義務があるならば、教職者の服務義務と移動の可能性を考慮して、教職者と招聘取り扱ひ者の間の合意を招聘期間に加えることが出来る。そして、中会で承認される時にはその合意は招聘期間の要素にすることが出来る。その招聘が常勤より短い時は、契約の正確な期間を表示しなければならない。

証明書

d. 議長の証明書は以下の通りである。

(氏名) _____ の牧会奉仕の招聘に発展した会衆会議の議長をつとめ、私はあらゆる視点から見て、この招聘は政治基準に規定してある規則に従って作られていて、先に進められてきた招聘に署名をした者はアメリカ合衆国長老教会 _____ の投票によってその職に就くことが承認された事を証明します。

(署名) _____

議長

最低必要条件 e. 招聘に対する支払い条件は中会が定めた最低条件を満たすかそれを超える額の報酬を支給しなければならない。ただし、この必要条件は招聘がなされた時は実際に有効であり、その後、必要に合わせて毎年調整される。中会は招聘支払のための標準形態を準備するか総会の機関が用意したモデルを採択することが出来る。

統合 f. それぞれの候補者の招聘には新しい教職者を中会の生活と仕事のなかに統合する計画の記述がつけられる。(G-11.0103n)

G-14.0507 a. 中会が招聘が適切であることを理解し、それが教会全体にとって提供された招聘と受領 良いと決めるなら、中会はこの決定を招聘を受ける人に知らせ、教職者か候補者の管轄権を持っている中会を通してその招聘を進めるべきである。

自分自身の中会をとおした招聘 b. どんな教職者も候補者も彼もしくは彼女自身の中会の手をとす以外の招聘を受けることはない。一つの中会の中の教会がそのほかの中会の教職者か候補者に招聘を広げる時は、招聘をする中会の常任書記が他の中会常任書記にその中会がその招聘は望ましいことを発見した証拠をつけて、その招聘を送り届けなければならない。教職者と候補者の中会常任書記はその招聘をミニストリー委員会に渡さなければならない。(G-11.0502b) 渡された委員会は先に送ってきた中会に招聘を受領したことを知らせ、中会にこれに関し、何をすべきかを勧める。その中会がその教職者を現在の責任から解くことが賢いと考えたら、その中会は彼女もしくは彼にその招聘をわたすと同時に、その教会の管轄権を持ち、そこで試験を受け、うけ入れられる中会への移動を許可する。もしその中会は候補者がその招聘を受けることが賢いと考えたら、中会はその招聘を彼もしくは彼女に提示し、同時にその教会の管轄権を持っている中会で試験を受ける許可を与える。もし試験が続いていないのなら、教職者か候補者は彼もしくは彼女自身の中会の管轄権下にとどまる。両方の中会は双方の常任書記を通して、互いに直接、教会の招聘と、教職者か候補者の資格証明書の両方を証明する。

招聘、権限の
委任

c. 招聘が好ましいことを発見すること、招聘を承認し提出すること、G-11.0402 で必要とされている他の中会から移動した教職者の試験を承認すること、会衆と牧師の合意による牧師職関係の解消、教職者を他の中会へ送り出すために免職にすることなどの権限は、これらのすべての決定は次期の定期中会で報告をするという規定の下で、中会によってその評議委員会またはミニストリー委員会に委任される。(G-9.0403, G-11.0103v, G-11.0502h)

G-14.0508

[この項は第 212 回総会の決定で削除された。(2000)]

G-14.0409

教職者の就任

a. 教職者あるいは候補者に招聘が差し出される時は彼もしくは彼女の就任を会衆が熱心に願っていることと見なされる。

招聘の受領

b. 教職者あるいは候補者が招聘を受領したことは、同じように、就任されることの要請と考えられる。そこで、中会は就任式の時と場所を指定しなければならない。

G-14.0510

就任式

a. 就任のために指定された日に、中会、またはこのために任じられたコミッションは式を開会し礼拝をするために会衆を召集しなければならない。式の焦点と形式は任職式と同じで、就任される人は任職の時に問われた質問に答えるように求められる。(G-14.0405) 就任される人に問われた質問にたいする肯定的な答えに続き、一人の長老は選ばれた牧師(選ばれた準牧師)と一緒に立って会衆に向かい、次の問いに答えるように彼等に求めなければならない。

(1) 私たち、教会の会員は、イエス・キリストに従って導かれた会衆の声を通して神により選ばれた(氏名) _____を、私たちの牧師(準牧師)として受けますか?

(2) 私たちは彼/彼女を励まし、彼/彼女の決断^oを重んじ、彼/彼女が私たちを導くように従い、教会の唯一の頭であるイエス・キリストに仕えることに同意しますか?

(3) 私たちは、彼／彼女が私たちのなかにあって働く時、彼／彼女に対し、公正に支払い、彼／彼女の福利^fを提供することを約束しますか？ また、困難には彼／彼女の側に立ち、彼／彼女の喜びを分かち合うことを約束しますか？^g 私たちは彼／彼女が語る御言葉を聞こうとし、彼／彼女の牧会を喜び、彼／彼女が私たちの主イエス・キリストを誉め讃え、服従するように、彼／彼女の権威を尊敬しますか？

祈りと按手

b. 会衆の会員がこれらの問いに対して肯定的な答えをした後で、任職され就任される候補者は、可能ならば跪き、中会は祈り^hと按手ⁱをもって候補者を御言葉と聖礼典のミニストリーの職務に任職させ、彼または彼女をこの個別的な牧会の責任に就任する。以前任職された教職者が就任する時は通常、可能ならば、就任の祈りのために起立する。

陳述

c. 司式をするメンバーは次のように述べる。

(氏名) _____、あなたは今、イエス・キリストの教会と、この会衆に仕える御言葉と聖礼典の教職者になりました。あなたが言葉と行いにおいて行うことは何事も、主イエス^jの名において行いなさい。イエスを通して、父なる神に感謝をささげます。アーメン

(すでに任職された教職者には次のように述べる。あなたは今この会衆のなかでまた会衆のための御言葉と聖礼典に仕える教職者になりました。あなたがなすことは何でも、・・・)

歓迎

d. それから、中会のメンバーとその他の関係者は新しく任職し就任した教職者、あるいは就任した教職者が御言葉と聖礼典^kのミニストリーの仲間に入ったことを歓迎する。

短い訓示

e. 中会によって招かれた人々は牧師（準牧師）と会衆に彼等の関係と相互の責任に忠実であるようにとの短い訓示を述べる事が出来る。

- 祝福 f. 式は新しく就任した教職者の短い言葉と祝福の宣言で閉じる。
- 式の記録 g. 中会は就任式を正しく記録しなければならない。
- G-14.0511 就任式の後、教会の役員と会員は牧師（準牧師）に申し出て、彼または彼女に心からの歓迎の挨拶と親しみを言い表すべきである。
歓迎
- G-14.0512 一つ以上の教会の牧師あるいは準牧師として仕える教職者の就任
一つ以上の教会 は、それぞれの教会が出席し、G-14.0510 に明らかにしてある憲法の問題に答えることで、合同式で行うことが出来る。
- G-14.0513 教会に牧師がいない時とか、牧師が彼女もしくは彼の義務が果たせないあいだ、小会はその教派の教職者の奉仕を臨時牧師の関係で確保しなければならない。会衆が一人以上の牧師を採用するか、あるいは、一人の牧師ともう一人かそれ以上の準牧師を採用しようとし、これらの職の一つが欠員になっている時は、臨時牧師の関係で教職者の奉仕を得ることが出来る。会衆は正式な招聘を発表したり、正式な就任をしたりしてはいけない。臨時牧師の関係は常任代理者、仮牧師、仮共同牧師、仮準牧師、臨時代理者、あるいは、創立牧師の関係である。
臨時牧師の関係
- 常任代理者 a. 常任代理者は、小会と協議の上、中会が任命する教職者で、就任牧師を求めない教会で、牧師の役目を果たす者である。この関係は中会のみが確立するもので、一回に、12ヶ月を超えて期間を延長することは出来ない。常任代理者は、中会が、そのミニストリー委員会を通して、彼女あるいは彼の有効性を再評価するまで、再任は出来ない。常任代理者は中会の承認により小会議長を務めることが出来る。
- 仮牧師 b. 仮牧師は、教会が牧師を捜しているあいだ、御言葉を説教し聖礼典を執行する就任した牧師がいない教会の小会が招く教職者で、一回に12ヶ月を超えないと決められた期間牧師の義務を果たす。仮共同牧師は、就任した共同牧師がいない教会の小会が招く教職者

である。この共同牧師は少なくとも3年は有効で、会衆がこのようなタイプの常勤牧師関係が続けることを好むモデルをもっている。教会が招待しようとしている仮共同牧師は、教会が共同牧師を探している期間において、12ヶ月を超えない事を明記した期間、御言葉を説教し聖礼典を執行して、牧師の義務を全うするための教職者である。小会は仮牧師、もしくは仮共同牧師との関係を、中会のミニストリー委員会を通した中会の同意なしに、保証も解消も出来ない。教職者は、仮牧師、もしくは仮共同牧師として奉仕した教会に次期の就任牧師、共同牧師、あるいは準牧師には招聘されない。

仮準牧師

c. 仮準牧師は、教会が、新しい準牧師か、G-6.0202の規定に従って、共同牧師として奉仕する牧師を捜しているあいだ、この職に奉仕するために小会が招く教職者である。小会は仮準牧師との関係を、中会のミニストリー委員会を通した中会の同意なしに、保証も解消も出来ない。仮準牧師は一回に12ヶ月を超えない期間奉仕しなければならない、仮準牧師として奉仕した教会の次期就任牧師または準牧師に招聘されない。

臨時代理者

d. 牧師がいない時、あるいは牧師が牧師の義務を遂行できない時は、臨時代理者に教職者、候補者、委任された信徒牧師、または、礼拝の指導を小会が保証する長老がその任についても良い。小会は臨時代理者を確保する前にミニストリー委員会を通して中会評議委員会に願うべきである。臨時代理者は、中会の三分の二の投票がある場合以外は、臨時代理者の関係が終了してから6ヶ月経過するまでは、臨時代理者として奉仕していた教会の牧師あるいは準牧師に招聘しないのがよい。中会は、会衆にとって最も有益であると決定されるのなら6ヶ月の期間を短くするか取り消すことが出来る。

臨時代理者としての探求者、候補者

e. 教会が牧師を欠く時、または、牧師がその義務を遂行できない時、ミニストリー委員会を通して、管轄権を持つ中会の承認を得た後で、探求者か候補者の奉仕を臨時代理者の奉仕のために確保することが出来る。臨時代理者として奉仕するこのような探求者か候補者にたいする適切な指導と監督は教会に対する管轄権を持っている

る中会が責任を取るべきで、探求者あるいは候補者のミニストリー準備委員会はそれを承認するべきである。

創立牧師

f. 創立牧師(an organizing pastor)は新しい長老教会を創設する過程にある人々のグループを指導する牧師として中会が指名した教職者か委任された信徒牧師である。創立牧師は中会の管理職員の一に指名されることが出来、G-9.0702, G-9.0704 と G-4.0403 の原則に従い雇用されるべきである。創立牧師としての関係は新しい教会が中会によって正式に組織される時に終わる。その時、新しい教会は、ミニストリー委員会と中会の承認を得て、牧師指名委員会の選出と牧師調査をしないで、創立牧師をその牧師に招聘するか、あるいは『政治基準』の規定に従って、牧師指名委員会の選挙と十分な牧師調査を行う方を選ぶことが出来る。

G-14.0514

他教会の教職者

他のキリスト教会で任職された教職者が、中会に彼等が属する教会組織の良い名声のある自己証明書を提出し、そしてまた中会が臨時牧師関係を承認するならば、その教職者は個別的教会の小会により臨時牧師としての関係で雇用することが出来る。

G-14.0515

教区提携者

a. 教区提携者(parish associates)は特定の地域教区以外で幾つかの公認ミニストリーの奉仕をしている教職者か、無任所メンバーか、あるいは引退教職者で、個別的教会との関係を維持することを願っているか、あるいは御言葉と聖礼典の任職を持ち続けたく願っている人である。すでに中会継続メンバーとして認められているこのような人たちは教区提携者として奉仕する事が出来る。教区提携者は牧師の指名で、教区提携者と小会あるいは中会とのあいだの関係を確立することが出来る。教区提携者は、職員の上座にあるものとしての牧師の責任を負わなければならない。ただし、それは「必要に応じて、役に立つ」の原則で、報酬はある場合とない場合がある。教区提携者は、教区提携者関係が終わって少なくとも 6 ヶ月が経過しなければ、教区提携者として奉仕した教会の次期の就任牧師もしくは準牧師に招聘されることはない。

ミニストリー委員会の監督の下における指名

b. 教区提携者の指名は、個別的教会の小会からの申請で、ミニストリー委員会の監督の下で、教区提携者の同意と、中会の承認を得てなされる。正式な招聘とは関係がない。関係の変更には中会の承認を得なければならない。通常は、一人以上の教区提携者人は一つの個別的教会との関係を持たない。

年次再調査

c. ミニストリー委員会は年ごとに、一度、次項のことを保証するためにその指名を再調査しなければならない。

(1) 教区提携者として必要とする時間と気力は彼もしくは彼女の主要な職務を果たす仕事を過度に妨げていないかどうか、

(2) 個別的教会の就任を受けたもののリーダーシップが有効に機能している事が守られているかどうか、

(3) 個別的教会との関係以外のことで、教区提携者が中会継続メンバーの基準を満たし続けているかどうかを。

関係の終結

d. 就任された牧師の招聘が解消される時は、小会、教区提携者、中会との間の合意は終了しなければならない。中会はミニストリー委員会の推薦に基づく教区提携者との関係を解消することが出来る。

G-14.0516

[第 208 回総会（1996）に於いてこの項は削除され、本文は G-14.0801 へ移された。]

G-14.0517

a. この教会のその他の奉仕(G-11.0410)や、この教会の管轄権を公認ミニストリー：招聘、就任再認

超えた奉仕（G-11.0411）における公認ミニストリーへの招聘を書き込む様式には、通常、その目標と仕事関係、財政上の条件、教職者の署名、中会代表者名、また、可能なところでは、雇用機関の代表者を含む。

諸式

b. このミニストリーの就任に際して、中会は G-14.0510 に見

られるような就任式か再認式を指導することは適切である。

G-14.0600 6. 牧師関係の解消

G-14.0601 牧師、準牧師と教会との間の牧師関係は中会のみによって解消する
中会による ことが出来る。

G-14.0602 教職者は牧師関係の解消を中会に申し出ることが出来る。教職者は
教職者による申 彼女もしくは彼の意向を小会にも述べなければならない。牧師あるいは
し出 準牧師の場合は、小会はその申し出に基づいて会衆会議を招集し、中会
にその取り扱いを依頼する。中会はそのミニストリー委員会に牧師関係
を解消する権限を与え、会衆と牧師が同意する場合はそのことを中会に
報告することが出来る。会衆が同意しないならば、中会は、会衆が選ん
だ委託委員を通して、教会から、中会がその関係を解消するべきでない
理由を聴聞しなければならない。もし教会が明確にすることが出来な
かったり、その関係を維持することの理由が不十分であると判断されたり
するならば、教職者の申し出が認められ、牧師関係は解消される。

G-14.0603 教会が牧師関係の解消を望むのなら、同じような手続きを取るべき
会衆による申し出 である。正式に招集された会衆会議の後で、会衆は牧師との関係を解消
したいことを申し出ることができる。彼もしくは彼女が非現実的である
と思われることがないのであれば、牧師が（G-7.0306 に従って）会衆
会議の議長をするべきである。牧師と会衆が同意する場合には、中会は
ミニストリー委員会にその関係を解消する権限を与え、中会に報告する
ことが出来る。牧師が同意しないならば、中会がその関係を解消するべ
きでないという理由を中会は彼もしくは彼女から聞かなければならな
い。もし牧師はそのことを明確にすることが出来なかったり、その関係
を維持するための理由は不十分であると判断されたりする時は、関係は
解消することが出来る。

G-14.0604 [この項は第 200 回総会（1988）の決定により削除された。]

G-14.0605 牧師または準牧師が引退し、会衆が愛情と感謝に動かされて、名誉
名誉牧師

的な関係を続けたい時は、会衆は通常通りの会衆会議を招集して、彼もしくは彼女を謝礼金を支給するか、もしくは支給しない名誉牧師に選ぶことが出来る。ただし、名誉牧師には牧会の権限と義務はない。教会の平和を維持するためこの関係の知恵について中会のミニストリー委員会と協議をした後でのみこの決定はなされなければならない。この決定は中会の承認に従わなければならない、牧師もしくは準牧師関係が正式に解消された後、いつからでも有効である。

G-14.0606 前任の牧師もしくは準牧師による個別的教会の会員のための式や、招待のみによるあるいはその所有物のなかで行う式は小会の議長の招待によってのみ行うことが出来る。もし議長との接触が出来ない時は小会書記の招待による職務行為

G-14.0607 [この項は第 200 回総会 (1988) の決定により削除された。]

G-14.0700 7. 公認キリスト教教育者

G-14.0701 a. キリスト教教育者は個別的教会、教会、あるいは統治機関の教育ミニストリーに就いているか雇われている人たちである。キリスト教教育者はイエス・キリストへの信仰とイエス・キリストへの愛を立証し、信仰生活に熱心で、目的に真剣で、性格は正直で、奉仕を喜ぶ人たちである。

b. 個別的会衆に仕えているキリスト教教育者は、小会と牧師(複)とともに、G-6.0202-0203 と G-10.0102 に明記してあるような彼等のミニストリーとして、会員の霊的成長を提供する責任を共有する。キリスト教教育者は、聖書を教えること、カリキュラム材料と資料を推奨すること、信徒活動家を訓練し支えること、それから会衆の教育プログラムの計画と管理などいろいろな仕事をやりこなす。キリスト教教育者は小会に対して説明責任があり牧師の監督下にある。

c. キリスト教教育者は聖書解釈、改革派神学、人間の発達、宗教教育の理論と実践、そしてアメリカ合衆国長老教会の政治形態、計画、伝道等に長けていて、訓練を受けている人でなければならない。キリスト教教育者はG-14.0703に明確にしてある認可に必要な条件を満たすように小会と中会により励まされ、またそのための準備をしなければならない。

G-14.0702 a. 認可は教会の教育ミニストリーに携わるか雇われる人たちの賜物と準備と効果的な奉仕を認めるための手段である。
公認キリスト教教育者

b. 教育者の認可には二段階がある。

(1) 公認キリスト教教育者：MA ディグリーの要件を満たしたか、あるいは同等の学業過程を満たした人で、認可の過程を完了した人。

(2) 公認準キリスト教教育者：BA ディグリーの要件を満たしたか、あるいは同等の学業過程を満たした人で、認可の過程を完了した人。

G-14.0703 総会は教育者の学業準備と仕事経験を評価するための認定された過程を準備し、下記の知識と技能分野について試験をしなければならない。
認可

a. *聖書解釈*。この試験は一般に受け入れられている積義過程と資料を用いて聖書を解釈する教育者の能力と、現代的な授業状況に聖書を適応する能力を評価する。

b. *改革派神学*。この試験は、教育理論と実践において表される時、この教会の信仰告白文書と一致した改革派神学を教育者がどのように理解しているかを評価する。

c. *人間の発達*。この試験は教育者の人間の発達と信仰の発達の理論とこれらを教会の教育ミニストリーへの応用についての理解を評価す

る。

d. *宗教教育論と実践*。この試験は宗教論と実践を教育者が教会の教育ミニストリーに統合する能力を評価する。

e. *政治形態*。この試験は教育者の『アメリカ合衆国長老教会憲法』の実用的な知識を評価する。

f. *アメリカ合衆国長老教会の計画と伝道*。この試験はアメリカ合衆国長老教会の計画と伝道に関する教育者の知識と教会の教育ミニストリーのなかでこの計画と伝道を解釈する能力を評価する。

g. *礼拝と聖礼典*。この試験は教育者の改革派伝統のなかにおける礼拝と聖礼典の知識と教会の教育ミニストリーに於いて礼拝と聖礼典を解釈する能力を評価する。

G-14.0704 a. この認定された過程は総会評議委員会に代わり、教育者認可評
教育者認可評議会 議会が管理し、認可することもこの評議会に認められている。

b. 教育者認可評議会は

- (1) 認可基準を定める。
- (2) 中会と協議の上、教育者認可顧問を指名する。
- (3) 認可試験を評価する。
- (4) 認可を与え、(全国ミニストリー一部を通して) 総会評議委員会に報告する。

G-14.0705 a. 中会は次の事項を行って認可過程を支持する。

中会

- (1) 教育者が認可を得ようとすることを勧める。
- (2) 教育者認可顧問を通して指導を提供する。
- (3) 小会に継続した教育基金を作り、教育者が認可を求めるための有効な時間を作るように勧める。

b. 中会は公認キリスト教教育者と公認準キリスト教教育者に次のような支援を提供しなければならない。

(1) 再認式：(G-11.0103n)

(2) 公認キリスト教教育者が必要とする最小の報酬と福祉、公認準キリスト教教育者には報酬と福祉の指標；(G-11.0103n)

(3) ミニストリー委員会への接近。(G-11.0503)

c. 中会はあらゆる会議において、公認キリスト教教育者の議席からの発言をする権利を与えなければならない。(G-11.0407)

G-14.0800 8. その他の公認された被雇用者

G-14.0801
委任信徒牧師

a. 委任信徒牧師はアメリカ合衆国長老教会の長老であって、中会によって地域での委任を認められた者で、礼拝を導き、福音を説教し、人々を見張り、育成と奉仕を提供する務めを持っている。この委任は一つあるいはそれ以上の会衆、新しい教会の発展、あるいは中会で指定した中会内の公認ミニストリーにおいてのみ有効である。このような長老は中会によって選挙され、中会によって認められた訓練を受ける。この長老は聖書、改革派神学と聖礼典、長老教会の政治形態、説教をすること、牧会、教えることに通じていなければならない。その長老は中会の適切な委員会によって、その人の信仰、委任を望む動機と先に述べられた指導領域についての試験を受けなければならない。先に委任された長老で後ほど個別会衆の奉仕を中止する者は奉仕者リストには掲載されているが、中会によって個別会衆に再び任命されるまでは、委任信徒牧師としての職分を果たす権限は与えられていない。

有効期間

b. 委任は中会が決定してから3年間までが有効である。その期間は満期になった時更新することが出来、また中会の判断でいつでも終結することが出来る。中会は定期的に個人の霊的、知的発展のための資産を提供しなければならない。委任信徒牧師の仕事の見直しは毎年行わなければならない。中会はそれらの規定を守らない信徒牧師や、働きが個別会衆や中会の必要を十分に満たしていない信徒牧師の委任を取り消さ

なければならない。

役目を果たす
権限付与

c. 中会が、小会もしくは外の責任ある委員会と協議をして、地域教会の伝道戦略にとって必要であると決める時には、中会にとって必要と思われる指示を加えた後で、中会は委任信徒牧師に以下に記す(1)から(6)までの役目のうちの幾つか、あるいは全部を実行する権限を与えることができる。

(1) 主の晩餐の執行

(2) 洗礼聖礼典の執行

(3) 中会が指名した小会議長の監督の下で会衆の小会議長を務めるか、その小会議長に要請された時その議長を務める。

(4) 中会会議で発言する。

(5) 中会会議で投票をする（このような投票は同格の目的で長老委託委員の票として数えられる）。

(6) 小会あるいは他の責任ある委員会からの要請を受け、州が認める時、キリスト者の結婚式を執行する。

監督

d. 委任信徒牧師は、奉仕している教会の小会議長か、ミニストリー委員会を通して中会の監督の下で仕事をする。御言葉と聖礼典に仕える教職者は指導教師と監督者の役に割り当てられる。

e. 中会とそれと関係する教会にとって、最も都合がよいと思われ、しかもその教会に委任されている信徒牧師が十分訓練されていて、長老教会の政治形態に忠実であると思われる時は、その中会は信徒牧師を、彼もしくは彼女が委任されている教会の小会議長に指名することが出来る。委任信徒牧師の指導教師と監督者に割り当てられた人もまた、議長としての彼もしくは彼女の仕事を監督しなければならない。

f. 牧会の実践にあたり、委任信徒牧師は信頼と機密関係を維持しなければならない。そして、そのような牧会を通して見えてきた情報のすべてと、牧会に実際係わる情報のすべてを秘密にして保っていなければならない。機密事項が問題になっている人がその情報を明らかにする

ことに同意する時は、委任信徒牧師は、強制されずに、機密情報を明らかにすることが出来る。委任信徒牧師は彼もしくは彼女が誰かに身体的な危険が迫っているとかなりはっきりと信じられる時に機密情報を明らかにすることが出来る。

尋ねられる問い

g. 中会が（委託信徒牧師の）志願者の資質に満足する時、志願者に以下の問いを尋ねる。

(1) あなたは、あなたの救い主、イエス・キリストに信頼し、イエス・キリストをすべてのものの主でいまし、教会の頭であることを認め、イエス・キリストを通して、父、子、聖霊が唯一の神であることを信じますか？

(2) あなたは、旧・新約聖書は公同の教会に於いて、聖霊によるイエス・キリストの唯一の権威ある証しであり、あなたにとって神の御言葉であることを受け入れますか？

(3) あなたは私たちの教会の信仰告白が表明している改革派信仰の教義は私たちを信仰と行いに導く聖書の真正で確かな講解であることを誠実に受け入れ採択しますか？また、あなたは、あなた自身が神の人々を導くように、それらの信仰告白によって教えられ導かれることを望みますか？

(4) あなたはあなたに委任される仕事を、イエス・キリストに服従し、聖書の権威の下で、そして私たちの信仰告白に継続的に導びかれつつ遂行するつもりですか？

(5) あなたは私たちの教会政治形態に治められ、その訓練を守りますか？あなたはミニストリーの仲間のなかにあつて友となり、彼等とともに働き、御言葉と聖霊の指図に従いますか？

(6) あなたは自分自身の生活に於いて、主イエス・キリストに従い、隣人を愛し、世の和解の業に就こうと願いますか？

(7) あなたは教会の平和と一致と清潔を更に増進することを約束しますか？

(8) あなたは人々に精力的に、知性と、想像力を持って仕えようとしていますか？

(9) あなたは人々を見張り、彼等の礼拝の備えをし、忠実な委任された信徒牧師になろうとしますか？あなたのミニストリーにおいてイエス・キリストの愛と正義を示そうとしますか？
(G-14.0207)

祈りと言明 h. 志願者が問いに対して肯定的に答えてから、議長は祈り志願者に言う：

(氏名) _____、貴方は今委任された信徒牧師になり、礼拝を導き、しばらく説教をし、この中会で定められた地位に就こうとしています。主イエス・キリストの恵みが貴方とともにありますように。アーメン

G-14.0802 a. その他の認可された被雇用者は個別的教会、統治機関、教会
その他の認可さ と関連のある独立体(church-related entities)の奉仕に招請されたもの
れた信徒被雇用 である。これらの一人一人は彼等の仕事を通して彼等の信仰を反映する
者 努力をし、彼等の献身を通して教会を力づける。その目的のために、専
門家グループは共同体と、支援と、専門的發展のために組織造りをした。
これらの幾つかの協会は総会の独立体との正式な連絡関係に入った。こ
これらのグループには行政人事協会 (Administrative Personnel
Association)、音楽家長老派協会 (the Presbyterian Association of
Musicians)、長老教会ビジネス管理者協会 (the Presbyterian Business
Administrators Association)が含まれる。

b. 行政人事協会(APA)のメンバーには幹事、行政補佐、簿記係、
教会関連調整支援スタッフを含む。APAによる認可は認められている。

認可のための必要条件は全国ミニストリー部(the Division of National Ministry)で承認される。必要条件には協会協議会に出席することと同時に政治形態、改革派神学、教会歴史、とそれぞれの専門分野について全体で 40 時間の授業に出席することである。

c. 音楽家長老派協会(PAM)のメンバーにはクワイアー指揮者、オーガニスト、教職者、そのほか礼拝経験からの音楽の質と本来の姿に興味を持っている人を含む。この協会による認可は認められている。認可のための必要条件は音楽の MA ディグリーを取得していることと政治形態、聖書、礼拝、人間の信仰と発達、音楽教育に関する付加的な授業を取ることである。認可を取得している人は照会グループからの助言で、学んだ分野の堪能度の試験を受けることが出来る。この協会は会衆ミニストリー部(the Division of Congregational Ministries)との連絡関係がある。

d. 長老教会ビジネス管理者協会のメンバーには基本的には個別の教会と教会関連の独立体の管理者として奉仕している牧師と信徒牧師が含まれる。この協会による認可は認められている。認可のための必要条件は全国ミニストリー部で承認される。これらの条件には 10 日間のセミナーに 2 度出席する事と教会行政についての調査プロジェクトを完成することである。セミナーでの研究範囲は財産管理、財政と投資、人事管理、教会歴史、神学、コミュニケーションと情報システム、法律/税務、管理人、経理、事務手続き、政治形態、その他の管理手腕を含む。

G-14.0803
身分の通知

これらの協会を通して認可を得た者の氏名は全国ミニストリー部にある認可事務所に伝えられ、そこから、これらの人たちが働いている総会事務所や中会常任書記へ転送される。

G-14.0804
中会による認知

中会はこれら認可された信徒被雇用者の技量と献身を認可された時の中会で再認を与えることにより確言するべきである。またこれらの被雇用者を中会会議に招いて、議場における特権を与える。

第 15 章

諸関係

G-15.0000

G-15.0100 1. エキュメニカル関係への寄与

G-15.0101 公開 アメリカ合衆国長老教会はイエス・キリストの教会の一致がより明確に見えるようになる事を願って、他の教会団体や世俗のグループとの対話と協力と行動の機会を公にしようとしている。

G-15.0102 他
のキリスト
教団体 アメリカ合衆国長老教会は他の長老派、改革派団体および、その他のキリスト教会、連盟、協議会、コンソーシア（財界、会社等の協会）との関係を持つことと伝道に取り組むことを始め、維持し、強くすることを求めようとしている。

G-15.0103 あらゆる段階 この教会のすべてに統治機関は、より上位に位置する機関と協議して、他のキリスト教派とともに、共通する伝道^aのための効果的なエキュメニカル機関を創立するために働くことは正当であると認める。

G-15.0104 非キリスト教
宗
教団体 アメリカ合衆国長老教会は非キリスト教宗教団体との新しい対話と理解をする機会を探り求めようとしている。それは関心と懸念を共有して、両立できる意味と目的のあるところで共通の行動を起こすことをするためである。

G-15.0105 世俗的グルー
プ アメリカ合衆国長老教会は世界における教会の伝道を完成させる方向を支えることを約束する運動、組織体、企業、教育、文化、市民共同体の実行機関との対話と共同行動に取り組もうとし始め、またそれに応答しようとしている。

G-15.0200 2. 他教派との関係

G-15.0201 a. アメリカ合衆国長老教会総会は総会で承認されたエキュメニカル協定により、それらの教会とは完全なコミュニオン関係にある。

b. 総会は以下の最も上位にある統治機関との文通を行っている。

(1) 合衆国以外にあり歴史的関係を持ち続けてきている諸教会

(2) アメリカ合衆国長老教会がメンバーシップをもっている
エキュメニカル団体の会員教会、

(3) 総会の承認の下で、アメリカ合衆国長老教会が正式
にエキュメニカル対話を行っている教会。

G-15.0202
任職の承認

別のキリスト教会派の教職者が中会の管轄権下で適切な仕事に就くために招聘する時は、憲法の条件(G-11.0404-0405)が満たされた後で、中会は、この教職者は先にミニストリーの職務に任職された事を認めなければならない。同じような手続きはこの教派から他の教派へ退出を許す時にも取るべきである。

G-15.0203
教会の受け入れと退去

a. 他の教派の個別的教会がこの教派の中会に受け入れられることを願う時は、中会はその教会が管轄権のある統治機関から正式に離れたこと、教派間の関係を取り扱うその教派の最上統治機関の勧告を受け入れたことを確かめてから、この教会の義務と権限に従ってその教会を受け入れなければならない。(G-11.0103h.)

教会の退去

b. この教会から他へ退去する個別的教会は同じような手続きに従うべきである。(G-11.0103i)

G-15.0204
連合教会とユニオン・チャーチ

a. 中会是个別的教会が他教派または他教派(複)の教会か教会(複)と連合教会(Federated Church)あるいはユニオン・チャーチを作ること認める。あるいは、中会は他の教派か他の教派(複)の類似した統治機関と一致する活動をする連合教会か、ユニオン・チャーチを組織することが出来る。ユニオン・チャーチを作るには G-16.0000 を見よ。

連合教会

b. 連合教会は中会と他の統治機関か他の団体との間で作成される合意計画に基づき、その生活と事業を指導するべきである。この計画は G-16.0000 の規定に示されているように出来るだけ実際的であるべきで、関係する教会の憲法（紀律とか組織的な文書）に従うべきである。憲法が異なっていて、他方が差し支えないとしても、一方の必須な規定はどの場合でも適応するべきである。強制的な規定で混乱が起きる時はいつでも教派の適切な統治機関に嘆願を出して権威のある解釈か、憲法の改正で混乱を解決されるべきである。

G-15.0300 3. 教会合同 (Church Union)

G-15.0301
組織的合同

この教会が他の教会組織体と組織全部が合同するためには次の仕方が効果的である：

- a. 提案された合同を総会が承認し、中会へ推薦する：
- b. 中会に於いて三分の二の筆記による承認：
- c. 次に続く総会、あるいは合同計画を提案することを指定した総会で承認し完了する。

G-15.0302
エキュメニカル
声明

a. キリストの教会の一致を求めて、アメリカ合衆国長老教会は、時にふれて、この教会で正式に選ばれた代表者が纏めたエキュメニカル合意に関する手引き声明文を受け取ることが出来る。このようなエキュメニカル声明文を受け取る目的はこの教会の個別的教会と統治機関を指導するため、彼等が他の教会組織体と共同で活躍し、どのようにして教会の一致を表現するかを探り、将来の可能な形を発見しようとするためである。

総会による承認

b. このようなエキュメニカル声明文は、共同の行為の指針として、総会で承認されるべきもので、その特別の目的の説明文とその承認の効果と共に、中会に提出され、彼等の肯定的か否定的な投票を求めなければならない。次に続く総会に於いてエキュメニカル声明文は過半数の中会からの肯定的な投票により受け入れられたとの文書による報告を総会が受けた時、その声明文はエキュメニカル活動への参加のための指針

の役を担う。

エキュメニカ
ル声明文の受
理

c. 総会と前節で記載されたように過半数の中会で承認されたエキュメニカル声明文は『受理されたエキュメニカル指針声明文』として発行されるべきである。G-1.0500 に定義してあるように、第 18 章『修正』に従って、修正に採用されない限り、『アメリカ合衆国長老教会憲法』の一部ではない。このように受理されたエキュメニカル声明文の指針の下にあるエキュメニカル活動は今後憲法の規定の下でのみ運営される。

d. 統治機関はアメリカ合衆国長老教会と完全なコミュニオン関係にある教会と互いの肯定と励ましあいの牧会に仕えることと、その機会を見つけ出そうとすることに励まされ、またそうすることが許される。

第 16 章

G-16.0000

ユニオン・チャーチ

G-16.0100

1. 改革派教会の個別的教会

G-16.0101

他の改革派組
織体とのユニ
オン

この教会の個別的教会は他の改革派教会のメンバーである一つある
いはそれ以上の個別的教会とユニオン・チャーチを作るために合同する
ことが出来る。

G-16.0200

2. 合同計画 (Plan of Union)

G-16.0201

合同計画

これらの規定はこのような教会の合同計画のなかに含まれるべきで
ある。

概括

a. それぞれの憲法が必要とする通知と定足数で定期的に召集された
会衆会議において、出席会員の三分の二の多数で承認され、それぞ
れの会衆会議の日付でもって有効とされる以下の合同計画を
_____長老教会_____と_____教会_____は
採択する。またこれはそれぞれの中会（あるいはそれに匹敵する統
治機関）が個別的ユニオン・チャーチとその合同計画を承認してい
る。

目的

b. この合同 (union) の目的は全能の神への礼拝、キリスト教の指
導、世界における教会伝道に参加することを合同会衆 (union
congregation) により提供することであり、合同会衆はここで合同し
ている教会の不動産と動産を共有しており、このユニオン・チャー
チの教職者あるいは教職者(複)の奉仕を提供する。

名称

c. このユニオン・チャーチは_____教会
_____と呼ばれる。

- 服従 d. ユニオン・チャーチは以下の細項目 r, s, u, v に明らかにされているように関係するそれぞれの教会の憲法に従わなければならない。
- 記録の再調査 e. 小会（あるいはそれに相当する統治機関）は年次記録を、求められた時はいつでも、管轄権のある統治機関に提出しなければならない。
- メンバーシップ f. ユニオン・チャーチのメンバーシップは合同している教会のメンバー プラス ユニオン・チャーチの小会で受け入れられたメンバーからなる。
- メンバーシップの報告 g. ユニオン・チャーチの小会は管轄権のある統治機関に平等の役割を持っている会員全員を報告しなければならない。このような会員は総会(General Assembly)(あるいはそれに相当する統治機関)の議事録にこの報告はユニオン・チャーチの報告であり、実際のメンバーを表していると言う趣旨の注意書きをつけるべきである。教会学校のメンバー、洗礼、その他財政上の支出など同様の報告は小会が作成し、それぞれについて総会の議事録には注をつけるべきである。
- 役員 h. ユニオン・チャーチの役員である長老と執事は、最初は、合同している教会の活動役員で、それぞれの教会の憲法の下で任職された責任を果たしている者で、上部に記されている細項目、d までと下記の細項目 r, s, u, v に記されている。
- 役員選挙 i. 合同が有効になった日付に続く最初の年次会議で上記の細項目 h に記載されている役員を取り替えるための新しい役員の組を、細項目 v の結果として、有効な憲法手順に従い合同会衆会議で選挙するべきである。
- ユニオン・チャーチの教職者 j. 合同している教会の教職者の牧師関係は中会がこの計画を承認すると自動的に解消されなければならない。ただし、彼等はユニオン・チャーチの意志と、統治機関の承認によりユニオン・チャーチ

の教職者（牧師もしくは準牧師）になる資格はある。

正会員

k. ユニオン・チャーチの教職者もしくは教職者達は直接的な管轄権を持っている個々の統治機関の正会員で責任を負うメンバーであり、下記の細項目 s に規定されている紀律に従わなければならない。

法人設立

l. ユニオン・チャーチは、許可を与える州のしかるべき法律の下で、法人を形成するようにするべきである。その法人には条項か契約書に上記の細項目 b, c, と d に記載されていることを入れるべきである。

財産

m. 合同している教会の全財産、不動産も動産も、上記細項目 l で形成された法人に移すべきである。新しい法人は、もしそうならば、合同している教会の法的な相続者になるからである。そして、新しい法人は最初に設定した信託規定により受け取った信託、財産、金銭などの管理する責任を負わなければならない。合同している教会の義務のすべてはユニオン・チャーチの責任にならなければならない。教会法人を禁止している州ではどこでも、このパラグラフの目的は州の法律と調和して成し遂げられている。

理事

n. 法人(あるいは法人化していない組織)の理事は細項目 d で概説し、下記の細項目 v で説明してあるように、憲法に従って、民法と調和して選挙をするべきである。

博愛

o. 個人的な贈り物の行く先を指定するのは基本的には贈り物をする人の権利であると言うことは認めながらも、ユニオン・チャーチの小会は毎年会衆に一般的な伝道、つまり博愛計画を提案するべきである。その計画は個々の教派が公に承認した目的どうしのなかで公平に分けるべきである。分ける比率はより上位の統治機関の要請に応じて小会の決定どおりにするべきである。

人数割りの分配

p. 関係する教派間では等分に分けるために、それぞれの管轄権を持つ統治機関では、ユニオン・チャーチの全活動メンバーを基にし

て、人数割りの分配が査定で支払われるべきである。

小会

q. ユニオン・チャーチのすべての会員は、小会の紀律に従わなければならないが、両者が一致するところでは、それぞれの教派の憲法の調和を基にして合意した規則の下で、また、一方は差し支えないところでは、もう一方の義務的な憲法の規定と調和して、また、彼等が対立するところでは、小会の選択による規則による紀律に従わなければならない。

上告

申し立て

r. 小会の決定に対する上告、あるいは申し立ては会員の選択による一段高い統治機関（中会もしくはそれに相当する統治機関）においてのみ行うことが出来、それに続くすべての上告あるいは申し立ては、会員が最初に選んだ統治機関に於いて行われる。また、そこで最終的に決定されたことは小会とその会員を拘束する。

法的事件

s. 教職者あるいは教職者達のどちらかが訴えを起こす時は、統治機関は、よそから委員会を招いて、委託委員か、告発者もしくは告発委員会と一緒に、問責を公式化したり、力説するという条件で、教職者あるいは教職者達は中会、あるいはそれに匹敵する統治機関の紀律に服さなければならない。上告の場合は、行動を始めた教会の上告を持ち込まれた最上位にある統治機関によって決定がされ、その決定は管轄権を持つ統治機関が同等の責任を負う。

年金

t. 教職者または教職者達は教会の一つがもっている教派年金計画に加わらなければならない。教職者がすでに計画の一つに加わっているのであれば、この計画のメンバーシップを持ち続けなければならない。もし教職者がどの計画にも参加していないのなら、その一つかほかの教会の計画を選ばなければならない。

管理上の申し

立て

u. 小会の管理上の決定に対する申し立ては、申し立て人の選択によって、一つの教派の憲法規定の下でのみ取り扱われる。そして、いったん、より上位の統治機関に申し立てられても、他の教派は同じ事件についての司法権を受け付けない。

憲法論争 v. 教派の憲法が異なるところではどこでも、一方が寛容であっても、他方の義務的な規定をあらゆる場合に適用しなければならない。相争う義務的な規定のあるところでは(上記細項目 q にあげられていることを除く)、ユニオン・チャーチの小会は次の上位にある統治機関に、最上位の統治機関が公式解釈をするか憲法の修正によってこの論争を解決するように提案するように願い出るべきである。

解消 w. ユニオン・チャーチは、一年より短くなく、二年より長くない間隔で開催される二つの会衆会議において、関係する統治機関(複)の同意を得ることを条件にして、三分の二の投票で解消することが出来る。ユニオン・チャーチが解消する場合は、不動産も動産もすべて次の上位に当たる統治機関の間で等分に分けなければならない。

解散 x. G-11.0103i に従って、合同会衆で協議をし、関わりのある他の教派の次の上位にある統治機関と協議をした後で、中会はこの会衆を中会のメンバーから解くことが出来る。会衆のすべての財産、不動産も動産も会衆に留めておくか、あるいは、係わった当事者間の合意により、譲渡証明書にある所有権の譲渡の制約に従って、会衆と中会に分けることが出来る。

G-16.0300 3. 他のキリスト教団体の個別的教会

G-16.0301 中会の承認と、総会の同意により、この教会の個別的教会が、改革派信仰ではないが、イエス・キリストを主であり救い主であることを認め、聖書の権威を受け入れ、洗礼と主の晩餐 a の聖礼典を祝う教会の一つかそれ以上の個別的教会と合同してユニオン・チャーチを形成することが出来る。

他のキリスト教会との合同

G-16.0400 4. 合同計画

G-16.0401 合同計画	下記の合同計画は、これから作られるユニオン・チャーチに採択しなければならない。
概括	a. ユニオン・チャーチは下記の細項目 l, m, o, p に明記してあるように、関係のあるそれぞれの教会の憲法に従わなければならない。
教会の政治	b. ユニオン・チャーチは会衆の選挙によって選ばれたその会員のなかの代表者による組織体によって治められなければならない。この統治機関は小会の権能を持たなければならない。統治機関のメンバーは長老である必要はないが、合同計画で長老を規定しているのであれば、統治機関は長老で構成しなければならない。
メンバーシップ	c. ユニオン・チャーチの統治機関のメンバーはより上位の統治機関のメンバーと職務に就く資格がある。
平等な役割の報告	d. ユニオン・チャーチの統治機関は全体会員の平等な役割を管轄権のある個々の統治機関に報告をしなければならない。そしてその会員数は関係する教会の議事録に、この報告はユニオン・チャーチの報告であって、実際の会員数の総計を示しているという趣旨の注を付して公表するべきである。教会学校のメンバー、洗礼等、それに財政支出などの同じような報告も統治機関で作成されて、関係するそれぞれの教会議事録に書きとどめるべきである。
教職者	e. ユニオン・チャーチの教職者、あるいは教職者達は直接的な管轄権を持っている統治機関の正規で責任のあるメンバーでなければならない。また、下記の細項目 m に記されている紀律に従わなければならない。
法人成立	f. ユニオン・チャーチは、許可する州ではその適切な法の下で法人を形成するようにするべきである。その法人の条項か契約書には上記の細項目 a の実体をふくむべきである。

- 財産 g. 合同している教会のすべての財産、不動産も動産も、上記細項目 f で建てた法人に移管するべきである。新しい法人は、もしそうだとすれば、合同している教会法人の法的な継承者で、最初に設定した信託物件の規定に従って引き受けた信託財産や通貨を管理する義務を負っている。合同している教会のすべての責任はユニオン・チャーチの責任でなければならない。教会法人を禁止しているどんな州でも、この細項目の目的は州の法律と調和がとれて成し遂げられている。
- 理事 h. 法人(もしくは法人を作っていない組織体)の理事は上記細項目 a に概説してある憲法規約と下記の細項目 p で説明してあることに従って、民法と調和して選挙するべきである。
- 博愛 i. 個人的な贈り物の行く先を指定するのは基本的には贈り物をする人の権利であると言うことは認めながらも、ユニオン・チャーチの統治機関は毎年会衆に一般的な伝道、つまり博愛計画を提案するべきである。その計画は個々の教派が公に承認した目的どうしのなかで公平に分けるべきである。分ける比率はより上位の統治機関の要請に応じて統治機関の決定によるべきである。
- 人数割の分配 j. 関係する教派間で等分に分けるために、それぞれの管轄権を持つ統治機関では、ユニオン・チャーチの全活動メンバーを基にして、人数割りの分配が査定で支払われるべきである。
- 紀律 k. ユニオン・チャーチのすべての会員は統治機関の紀律に従わなければならないが、それらの教派が一致するところでは、それぞれの教派の憲法の調和を基にして合意した規則の下で、また、一方は差し支えないところでは、もう一方の方の義務的な規定と調和して、また、両者が対立するところでは、統治機関の選択による規則による紀律に従わなければならない。
- 上告、申し立て l. 統治機関の決定に対する上告、あるいは申し立ては会員の選択によって一段高い統治機関においてのみ行うことが出来、それ

に続くすべての上告あるいは申し立ては、会員が最初に選んだ統治機関に於いて行われ、そこで最終的に決定されたことはその統治機関とその会員を拘束する。

法的事件

m. 誰かが訴訟を起こす時は、統治機関はよそから委員会を招いて、委託委員か、告発者あるいは告発委員会と一緒に、問責を公式化したり、力説するという条件で、教職者あるいは教職者達は管轄権のある統治機関の紀律に服さなければならない。上告の場合は、行動を始めた教会の上訴を持ち込まれた最上位にある統治機関によって決定がされ、その決定は管轄権を持つ統治機関が等しく責任を負う。

年金

n. 教職者または教職者達は数個の教会の一つがもっている教派年金計画に加わらなければならない。教職者がすでに計画の一つに加わっているのであれば、この計画のメンバーシップを持ち続けなければならない。もし教職者がどの計画にも参加していないのなら、その一つかほかの教会の計画を選ばなければならない。

管理上の申し立て

o. 統治機関の管理上の決定に対する申し立ては、申し立て人の選択によって、一つの教派の憲法規定の下のみで取り扱われる。そして、いったん、一つの教派に申し立てられると、他の教派は同じ事件についての司法権を受け付けない。

憲法論争

p. 教派の憲法が異なるところではどこでも、一方が寛容であっても、他方の義務的な規定をあらゆる場合に適用しなければならない。相争う義務的な規定のあるところでは（上記細項目 k にあげられていることを除く）、ユニオン・チャーチの統治機関は直接の管轄権を持つ統治機関に、最上位の統治機関が公式解釈をするか憲法の修正によってこの論争を解決するように提案するように願い出るべきである。

解消

q. ユニオン・チャーチは、一年より短くなく、二年より長くない間隔で開催される二つの会衆会議において、関係する統治機関(複)の同意を得ることを条件にして、三分の二の投票で解消することが

出来る。ユニオン・チャーチが解消する場合は、不動産も動産もすべて管轄権を持つ統治機関の間で等分に分けなければならない。

解散

r. G-11.0103i に従い、合同会衆で協議をし、関わりのある他の教派の次の上位にある統治機関と協議をした後で、中会はこの会衆を中会のメンバーから解くことが出来る。会衆のすべての財産、不動産も動産も会衆に留めておくか、あるいは、係わった当事者間の合意により、譲渡証明書にある所有権の譲渡の制約に従って、会衆と中会に分けることが出来る。

G-16.0500

5. 例外

G-16.0501

憲法の不変更

前項の 1、2、3 および 4 の規定は、この教会憲法の変更とか修正と解釈されるものではない。なぜなら、この章の下で組織されたユニオン・チャーチとそれらの会員、役員、教職者はこの憲法の適用外であるからである。

第 17 章

G-17.0000

合同統治機関(UNION GOVERNING BODIES)

G-17.0100

1. 公認

G-17.0101

公認

この教会の中会は、他の改革派組織体の一部で(この教会の中会と)同等の統治機関^aの一つもしくはそれ以上のメンバーと、それらが属する大会もしくは大会と同等の統治機関から承認を受けて、ユニオン中会を作るために合同することが出来る。

G-17.0200

2. 合同計画 (Plan of Union)

G-17.0201

合同計画

以下の合同計画は関係するそれぞれの中会(あるいはそれに相当する統治機関)により採択されなければならない：

概括

a. この合同計画は_____中会_____と_____中会_____により、_____ (日付)から有効であるとして、採択される。これらの中会はそれぞれの定期中会会議でその出席数の三分の二の多数で承認しており、この事柄についてはあらかじめ協議事項上に公表されていたことであり、これらの合同と合同計画はそれぞれの統治機関に対する管轄権を持っている大会(あるいは、それと同等の統治機関)により承認を受けている。

目的

b. 合同の目的はユニオン中会のなかにおいて、一つとなった証しと伝道、育成と持続の一本化した計画管理、そして教会の成長を促進することである。また、合同している統治機関の特性を肩書きとする中会のなかで、その機能を提供し、それぞれの憲法に明記している中会の義務を果たして、区域内のすべての教会の監督を推進することを目的とする。

憲法の必要条件

c. ユニオン中会は下に記してあるようにそれぞれの教派の憲法に従わなければならない。

記録

(1) 中会は毎年、また求めに応じて、記録を管轄権のあるそれぞれの大会（あるいは、同等の統治機関）に提出しなければならない。

博愛

(2) 中会はそれぞれの教会に対して十分に平等である責任を持っている。中会は、それぞれの教派の計画を最後まで公平に支援するように、個別的教会への毎年の博愛と一般伝道の依頼を調整しなければならない。

人数割りの配分

(3) 関係している教派のなかで等しく分けるために、管轄権のある中会へは、ユニオン中会の活動会員の数を基にして、人数割りの配分か査定で支払われるべきである。このような手続きでも不公平が判明する場合は、それぞれの教派の管轄権を持った統治機関の承認に従った別の基盤による方法を採用することが出来る。このような代替え方法を採用する時は、定期的に見直すべきである。

常設規則

(4) ユニオン中会は、大会と総会（あるいは相応の統治機関）の紀律に従わなければならないが、両者が一致するならば、教派の憲法の調和に合意した常設規則に従い、一方は寛大であるところでは、めいめいの規則の義務的な規定に調和した規則に、両者の間で両立できない場合は、中会の選択による。

上告、申し立て

(5) 中会の決定に対する上告もしくは申し立ては、一つの教派の大会においてのみ行わなければならない。その大会の教派はその中会で決めなければならない。それに続く同じ決定のすべての上訴と申し立ては最初に決めた統治機関で扱われる。そして到達した決定はこの決定の当事者全員を拘束する。

管理上の申し立て

(6) 中会の管理上の決定に対する申し立ては、その中会の決定により、一つの教派のみの憲法規定の下で取り上げることが出来る。いったん一つの統治機関に申し立てが行われたならば、別の

教派の統治機関は同じ事件についての管轄権は受け付けない。

憲法論争

(7) 憲法の相違のあるところではどこでも、他方が寛容であるならば、一方の義務的な規定をすべての場合に適用しなければならない。(上記(4)にあげられていることを除いて)相争っている義務的な規定があるところではユニオン中会に係わっている教派の最高統治機関の公式解釈によるか憲法の修正により論争を解決するように申し出るべきである。

免除

(8) アメリカ合衆国長老教会の G-8.0500 の規定は、以前から同様に明白な憲法規定の下にあった教会で、ユニオン中会の形成に伴って組織されたユニオン・チャーチと、ユニオン統治機関の下に入ったユニオン・チャーチにのみ適用される。

ユニオン中会
のメンバー
シップ

d. ユニオン中会のメンバーシップはそれぞれの合同している中会の教職者メンバーのすべてと、合同している中会のすべての教会(従ってその長老と信徒代表者)プラス、ユニオンの有効日付後にユニオン中会に受け入れられたその他のすべてによって構成される。これらの教会の憲法が長老(elders)とか信徒代表者(lay representative)といったように異なる場合はその規定は最も大きな代表制度を参照して適用するべきである。

メンバーシ
ップ

e. ユニオン中会のメンバーシップはそれぞれの教派に所属するユニオン・チャーチと考えるべきである。おのおのの個別的教会は、メンバーシップの総数を等分に分けることを基礎にして、管轄権のあるそれぞれの総会と大会に報告されるべきであり、報告にはこのようにしたとの趣旨の注釈をつけるべきである。

教職者

f. ユニオン中会の教職者はそれぞれの教派の正規で責任あるメンバーである。彼等はこの計画に規定されているように、この教派の管轄権と紀律に従わなければならない。教職者と長老あるいは信徒代表は、それぞれの教派の憲法に規定されているように、総会の委託委員として奉仕する資格がある。総会の委託委員は中会の活動会

員の全体数を等分に分けることを基礎にして選挙されるべきである。

一般的伝道と
博愛

g. ユニオン中会は、総会や大会からの要請と、それ自身が考える必要性から十分に公平な応答と判断をする一般的伝道と博愛の計画を、すべての教会に提案する義務がある。小会はその会衆会員にこの一般伝道と博愛を支持する機会を提供しなければならない。

法人設立

h. ユニオン中会は州の適切な法律の下で法人を形成するようになるべきである。法人はその条項か憲章に上記の細項目 b と c の内容を盛り込むべきである。合同している中会のすべての財産、不動産も動産も、法人へ、あるいはこの項の下で作った法人へ移管するべきである。新しい法人は、もしあるとすれば、合同している中会の法人の法的な相続者で、最初に設定した信託物件の規定に従って引き受けた信託財産や通貨を管理する義務を負っている。合同しているおのおの中会のすべての責任はユニオン中会の責任でなければならない。教会法人を禁止しているどんな州でも、この節の目的は州の法律と調和がとれて成し遂げられている。

常設規則

i. ユニオン中会はそれぞれの教派の憲法で定義しているように中会の実施を定める常設規則を作成するべきである。(G-17.0201c(4))

年金計画

j. 中会の招聘に服しているそれぞれの教職者、あるいは、その中会の構成教会で教職者としての使命に携わっているもの、あるいは中会の被雇用者である教職者は教派がもっている教会の年金計画の一つに加わるべきである。すでに一つの計画に加わっている教職者はそのメンバーシップを継続するべきである。どの計画にも加わっていない教職者は教会の計画の一つのメンバーシップを選ぶべきである。

解消

k. ユニオン中会は、一年より短くなく、二年より長くない間隔で開催される二つの定期中会会議において、関係する大会の同意を得ることを条件にして、三分の二の投票で解消することが出来る。

(1) ユニオン中会が解消する場合は、不動産も動産もすべての財産は教派間で分けるか、もし判別できるならば、管轄権を持つ統治機関の間で財産の発端を基にして、分けなければならない。発端の判別が出来ないならば、財産は教派間、あるいは管轄権を持つ統治機関の間で等分に分けるのが適当である。

(2) 解消したユニオン中会のなかにある個別的教会は、G-16.0201wの規定に従って、投票により立場を変えない限り、ユニオン・チャーチの立場を保持すべきである。

G-17.0301

3. 例外

G-17.0301

憲法の不変更

この教会の憲法は、この章の下で組織されたユニオン中会とそれらの教会あるいは教職者以外に適用されるのであって、ユニオン計画の規定はこの教会の憲法に変更や修正を施したものと解釈するものではない。

第 18 章

G-18.0000

修正

G-18.0100 1. 改革

G-18.0101
修正による改
革
アメリカ合衆国長老教会はキリストが主であることと、改革された教会は、神の御霊により、絶えず改革し続けるという歴史的伝統に忠実であった。この信仰のもとで、修正手続きは神が神の御言葉からより多くの光を放つための忠実な方法であると理解している。

G-18.0200 2. 信仰告白文書

G-18.0201
信仰告白文
書の修正
a. この教会の信仰告白文書^aの修正は以下の方法でのみ行うことが出来る。

- (1) 提案された修正案を総会によって承認し、それを中会に推薦すること。
- (2) 中会の三分の二の書面による承認。
- (3) 次期に続いて行われる総会での承認と制定。

特別委員会
b. 信仰告白文書のこのような修正案を中会に渡す前に、総会は、その提案を考えるために、15 名を割らない長老と教職者からなる委員会を指名しなければならない。またその中にはどの一つの大会からも 2 名を超えないメンバーが含まれていなければならない。この委員会はその修正を起草した委員会あるいは統治機関（あるいは後者の場合はその発動者）と協議をし、その推薦を次期の続いて行われる総会に報告しなければならない。

G-18.0300 3. 『教会規定』 (*Book of Order*)

G-18.0301
『教会規定』
の修正
『教会規定』の修正は以下の方法でのみ行うことが出来る。

a. 『教会規定』の修正を要請するあらゆる提案は、次期総会会議が始まる前の120日より遅くならない日までに総会常任書記に書面で連絡しなければならない。

b. 常任書記はこれらの提案された修正案をすべて、憲法諮問委員会(G-13.0112)に照会し、提案された修正の言葉の明快さと整合性、また『アメリカ合衆国長老教会憲法』の他の規定との適合性を調べる。諮問委員会は総会に発見したことと一緒に提案された憲法変更の修正版を含めた推薦の報告と同時に委員会に照会された提案を受理するか却下するかを勧告も一緒に報告しなければならない。総会は憲法諮問委員会からの報告と推薦を考慮するまでは修正のことを考えてはならない。

c. 提案された修正案は総会で承認され、中会で投票するために中会に渡さなければならない。中会は彼等の投票結果を次期に開かれる定期総会までに常任書記に伝えなければならない。ただし、その期限は提案された修正案を伝えた総会が閉会した後、1年を超えない時までである。

d. 常任書記が『教会規定』の提案修正案がすべての中会の過半数以上が肯定的な投票を得たという文書による報告を受けた時、上述の修正は提案された修正案を渡した総会が終了してから1年後に有効になる。

G-18.0302

政治基準(Form of Government)の下記の項目は修正できない。

修正できない

G-8.0701

規定

G-18.0400

4. 特殊規定の修正

G-18.0401

特殊規定の修正

信仰告白文書の修正のためや、組織全体のユニオン(G-15.0300)を有効にするための特殊規定はそれらが定めている方法でのみ修正することが出来る。